

1 構造耐力

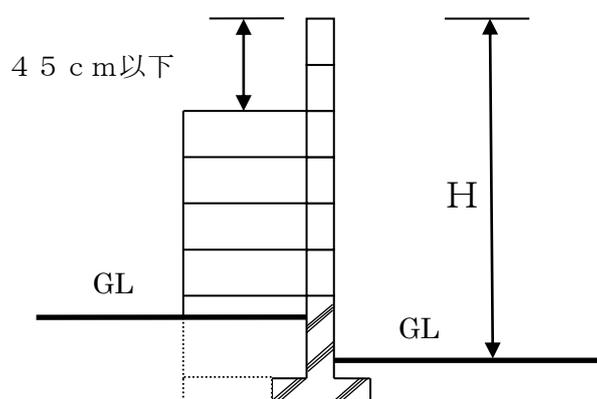
単1-1 補強コンクリートブロック造の塀

[法第20条、令第62条の8]

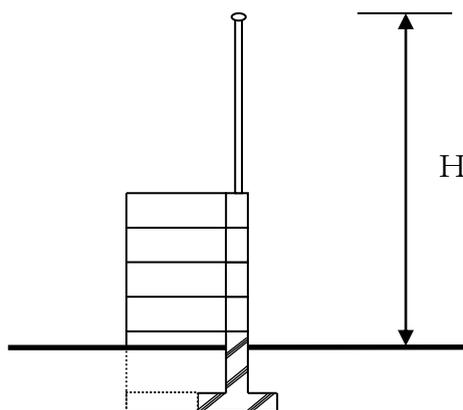
更新：平成30年5月、令和5年4月

解釈

- 1 補強コンクリートブロック造の塀の高さ (H) が1.2mを超える場合、控壁が必要である。控壁の高さは、塀の頂部から45cmの位置より下げてはならない。



- 2 補強コンクリートブロック造と、ネットフェンスや目隠しフェンスを併用した塀の高さ (H) が1.2mを超えるものは、コンクリートブロックの高さと同じ高さの控壁を設けて補強すること。ただし、コンクリートブロックが3段以下の塀はこの限りでない。



QA

Q1 地盤面に高低差がある場合、令第62条の8における塀の高さはどこから算定するのか。

A1 塀の高さ(H)は、敷地の内外に関わらず、低位の地盤面からの高さとし、基礎の立ち上がり、笠木の部分、ネットフェンス及び目隠しフェンス等を含めた高さとなる。

Q2 補強コンクリートブロック造の塀やネットフェンス・目隠しフェンスを併用した塀などを構造計算で安全性を確認する場合は、どう考えればよいか。

A2 令第62条の8第1項ただし書きの国土交通大臣が定める基準(平成12年建告第1355号)に従った構造計算(「コンクリートブロック塀設計規準・同解説(日本建築学会)」の仕様を全て満足する場合を含む。)によって、構造耐力上安全であることを確かめる方法がある。

なお、構造計算を行うにあたって用いる参考図書については、原則、複数の図書の規定を用いずに一貫したものとする必要がある。

関連項目

- ・昭和46年住指発第905号
- ・建築物の構造関係技術基準解説書
- ・壁式構造関係設計規準集・同解説(メーソンリー編)内のコンクリートブロック塀設計規準・同解説(日本建築学会)
- ・既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説(日本建築防災協会)
- ・ブロック塀施工マニュアル(日本建築学会)
- ・旧ハンドブック 解2-1 塀の擁壁
- ・旧ハンドブック 質2-1 塀の擁壁

単1-2 3階以上の鉄骨造の建築物の柱の防火被覆

〔法第20条、令第70条〕

追加：平成26年4月

解釈

令第70条にある「一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合」に検討が必要となる柱は、構造上重要でない間柱及び付け柱を除き、各階の全ての柱とする。

なお、この検討を行わない場合は、各階の全ての柱について、準耐火性能（30分の非損傷性）を有するための防火被覆を行う必要がある。

関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「斜材（筋かい）棟の耐火被覆の取扱い」
- ・旧ハンドブック 解2-2 3階以上の鉄骨造の建築物の柱の防火被覆

2 採光・換気

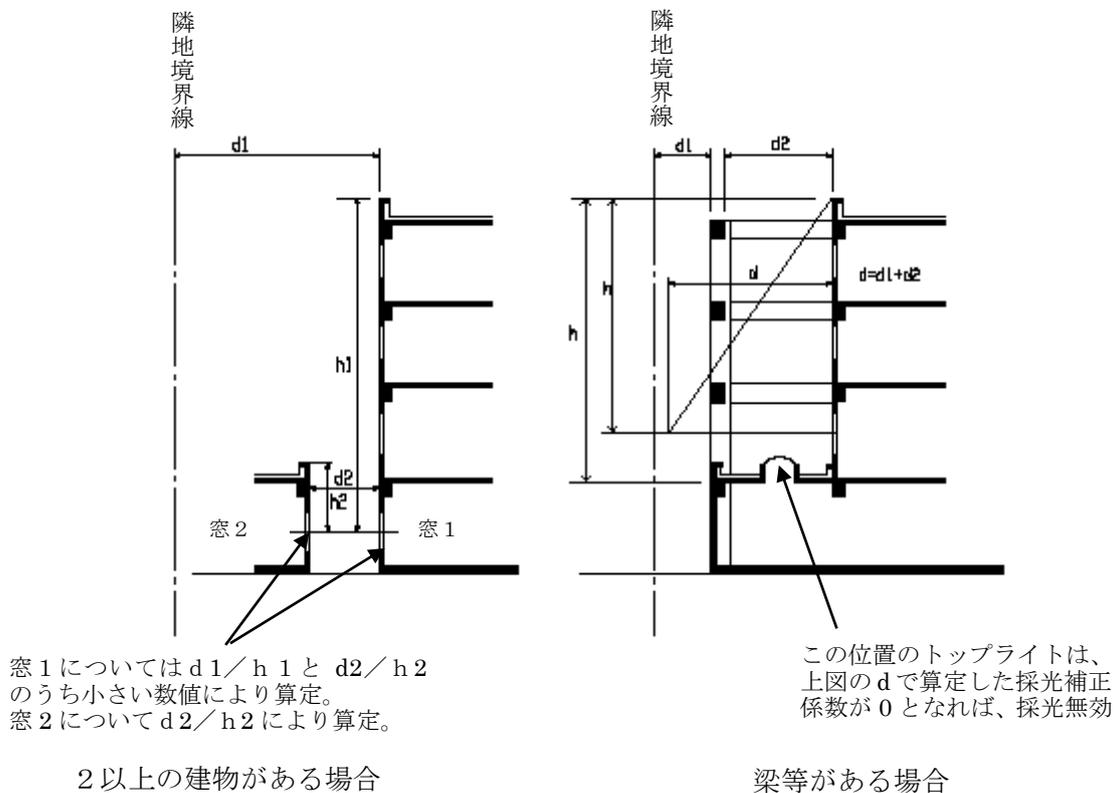
単2-1 採光有効面積の算定(敷地内に2棟ある場合及び開口部の外側に梁等がある場合)

[法第28条第1項、法第35条、法第35条の3、令第20条、令第111条、令第116条の2第1項第1号]

追加：平成26年4月 更新：平成28年7月

解釈

敷地内に他の建築物がある場合又は開口部の外側に梁等がある場合の採光関係比率 d/h を算定するための垂直距離 h 及び水平距離 d は、それぞれ下図の場合も検討する。



関連項目

- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 「敷地内に2棟ある場合及びドライエリアからの採光」
- ・旧ハンドブック 解3-1 採光有効面積の算定

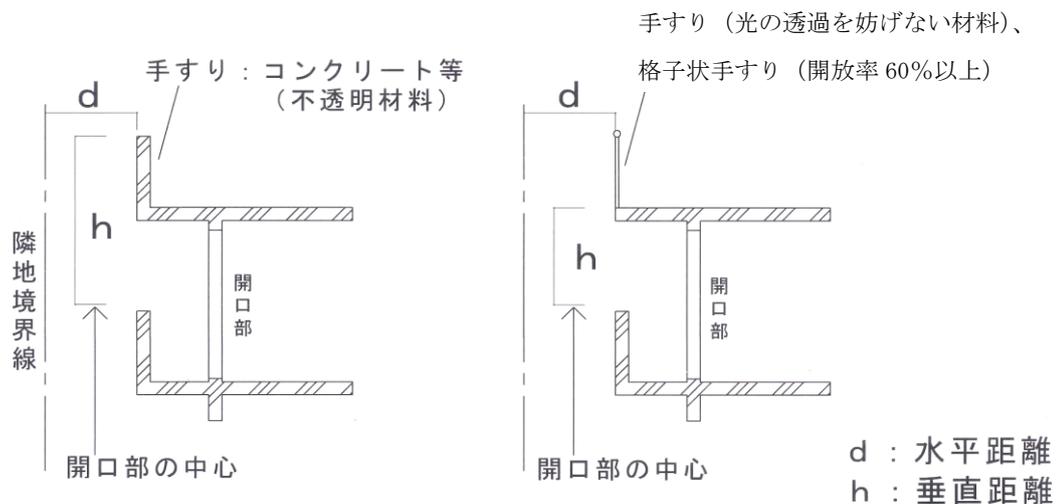
単2-2 採光有効面積の算定(吹きさらしの廊下・バルコニー等に面する居室)

[法第 28 条第 1 項、法第 35 条、法第 35 条の 3、令第 20 条、令第 111 条、令第 116 条の 2 第 1 項第 1 号]

追加：平成 26 年 4 月 更新：平成 28 年 7 月、令和 5 年 4 月

解釈

吹きさらしの廊下・バルコニー等に面する居室について、採光関係比率 d/h を算定するための垂直距離 h 及び水平距離 d は、それぞれ下図のとおりとする。



また、採光補正係数は、採光関係比率をもとに地域又は区域の区分に応じて計算した数値に下表の係数を乗じて得た数値（ただし 3 以下）とする。

吹きさらしの廊下・バルコニー等の幅	採光の有効係数
2 m 以下	100%
2 m 超 4 m 以下	70%

※ 屋外から居室の窓に至るまでの間に、閉鎖性のある目隠しその他採光上支障のある障害物がないこと

QA

Q1 吹きさらしの廊下・バルコニー等はどのように判定するのか。

A1 外気に有効に開放されている部分の高さが 1.1 m 以上かつ $1/2H$ 以上の開放性を持つもの。ルーバー等を設ける場合は、「雑 2-1 吹きさらしの廊下等に設けるルーバー、格子等」を参照すること。

Q2 グレーチングで作ったサービスバルコニーは、採光上支障がないものとして算定してもよ

いか。

A 2 令第20条の半透明のひさしその他採光上支障のないひさしに該当しない。

Q 3 令第20条第2項に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面に、線路敷は含まれるか。

A 3 含まれる。「雑2-3 里道・水路等の空地による緩和」を参照。

関連項目

- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 「バルコニーに面する居室」
- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 「半透明のひさし等」
- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 「縁側等に面する場合の採光補正係数」
- ・ハンドブック 総3-1 床面積における用語の定義
- ・ハンドブック 雑2-1 吹きさらしの廊下等に設けるルーバー、格子等
- ・ハンドブック 雑2-3 里道・水路等の空地による緩和
- ・旧ハンドブック 解3-1 採光有効面積の算定

単2-3 採光有効面積の算定(縁側等がある場合)

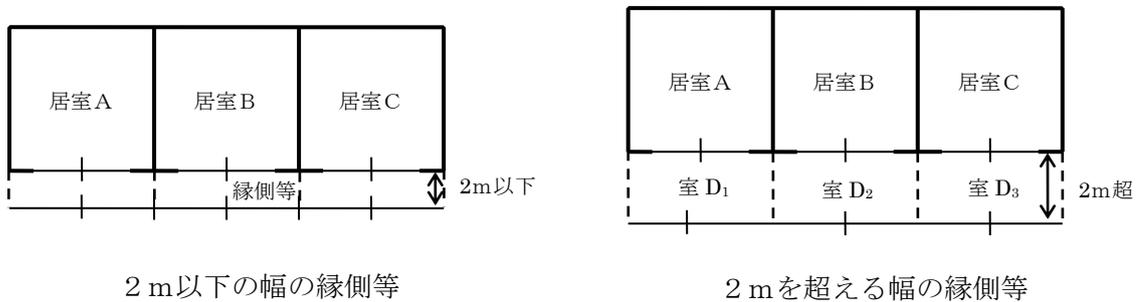
[法第28条第1項、第4項、法第35条、法第35条の3、令第20条、令第111条、令第116条の2第1項第1号]

追加：平成26年4月 更新：平成28年7月、令和5年4月

解釈

令第20条第2項の「縁側(ぬれ縁を除く。)その他これに類するもの」とは、2m以下の幅の縁側等をいう。

また、2mを超える幅の縁側等については、室とする。その場合、他の居室の配置に合わせてその範囲を設定し、法第28条第4項を適用することができる。



居室の外側に縁側等がある場合の採光補正係数は、採光関係比率をもとに地域又は区域の区分に応じて計算した数値に、下表の係数を乗じて得た数値(ただし3以下)とする。

縁側等の幅	採光の有効係数
0.9m未満	100%
0.9m以上2m以下	70%
2m超	縁側等を室として取り扱う

※ 屋外から居室の窓に至るまでの間に、閉鎖性のある目隠しその他採光上支障のある障害物がないこと

QA

Q1 縁側等にルーバーを設ける場合、採光補正係数はどう考えるのか。

A1 「雑2-1 吹きさらしの廊下等に設けるルーバー、格子等」に規定するルーバー、格子等であれば、屋外から居室の窓に至るまでの間に閉鎖性のある目隠しその他採光上支障のある障害物がないものとする。

Q 2 外部に面する間口部分が縁側と同様に大きく、採光上の開放性を有する屋内廊下は、縁側等として扱うことが可能か。

A 2 可能である。

関連項目

- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 「縁側等に面する場合の採光補正係数」
- ・基準総則・集団規定の適用事例 「居室の採光」
- ・ハンドブック 雑2-1 吹きさらしの廊下等に設けるルーバー、格子等
- ・旧ハンドブック 解3-1 採光有効面積の算定

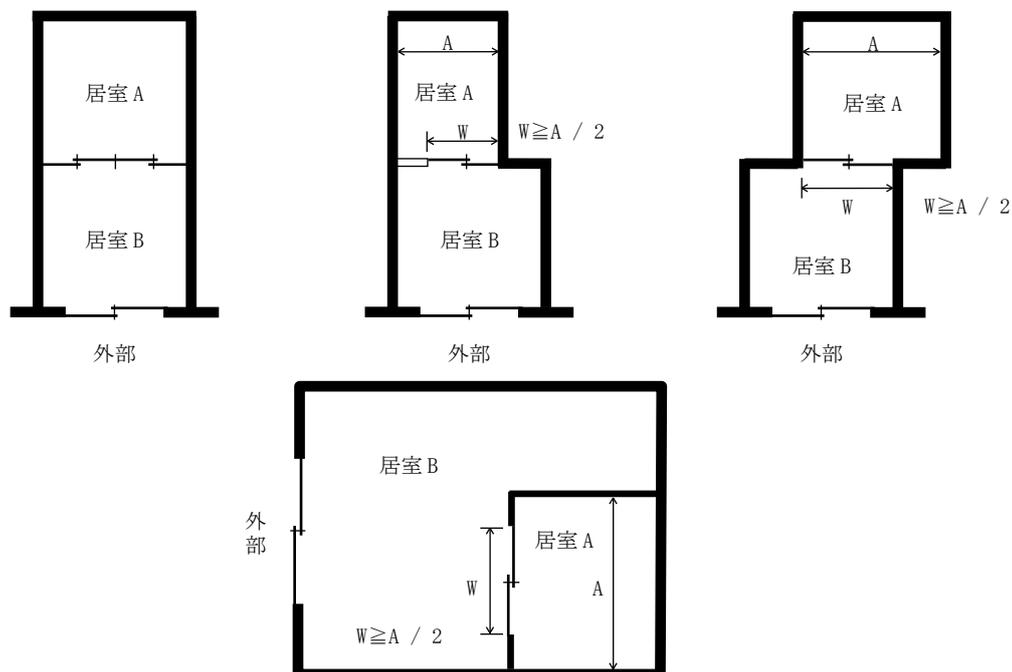
単2-4 2室の共通採光及び換気

〔法第28条第4項、法第35条、法第35条の3、令第111条〕

更新：平成26年4月、平成28年7月、令和5年4月

解釈

下図の場合、ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた2室は、採光及び換気の検討の際、1室と見なすことができる。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた建築物の開口部（平成15年国交告第303号第三号）については、その算定方法によることができる。



QA

Q1 アコーディオンカーテンやスライディングウォールを、「ふすま、障子その他随時開放することができるもの」と見なせるか。

A1 アコーディオンカーテン等の簡易な可動間仕切りは、ふすま、障子その他随時開放することができるものと見なす。スライディングウォール等は可動式の壁であり、随時開閉が容易にできるふすま、障子その他随時開放することができるものとは見なさない。

関連項目

- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 「2室の共通採光」
- ・基準総則・集団規定の適用事例 「居室の採光」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「2-5 2室を1室としてみなす場合について」
- ・旧ハンドブック 質2-4 2室の共通採光

単2-5 換気上有効な開口部

〔法第28条第2項、第3項、法第28条の2、令第20条の2、令第20条の3、令第20条の7、令第20条の8、令第28条、令第129条の2の5〕

解釈

- 1 法第28条第2項でいう「換気上有効な部分」とは、容易に開放でき、かつ、直接外気に開放できる部分をいう。
- 2 開口部の位置と外部空間との関係については、「単7-1 開口部と外部空間の関係」によるものとする。

関連項目

- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「2-1 「換気上有効な部分」について」
- ・ハンドブック 単7-1 開口部と外部空間の関係
- ・旧ハンドブック 解3-2 換気上有効な開口部

単2-6 火を使用する室に設けなければならない換気設備

〔法第28条第3項、令第20条の3、昭和45年建告第1826号〕

更新：令和5年4月

解釈

- 1 令第20条の3の規定にある「発熱量」とは、燃焼器具個々の燃料消費量（カタログの標準インプット、ガス消費量など）のことをいう。
- 2 排気用に換気扇等を使用する場合は、給気口が必要となる。

関連項目

- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 「排気フードを有する排気筒に換気扇等を設ける場合の有効換気量」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「2-8 火気使用室の有効換気量について」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「2-11 火気使用室の給気口の設置位置について」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「2-12 火気使用室の給気口に関する構造と設置について」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「2-13 火気使用室の給気経路について」
- ・換気・空調設備技術基準・同解説
- ・旧ハンドブック 質2-3 火を使用する室に設けなければならない換気設備等

3 延焼のおそれのある部分

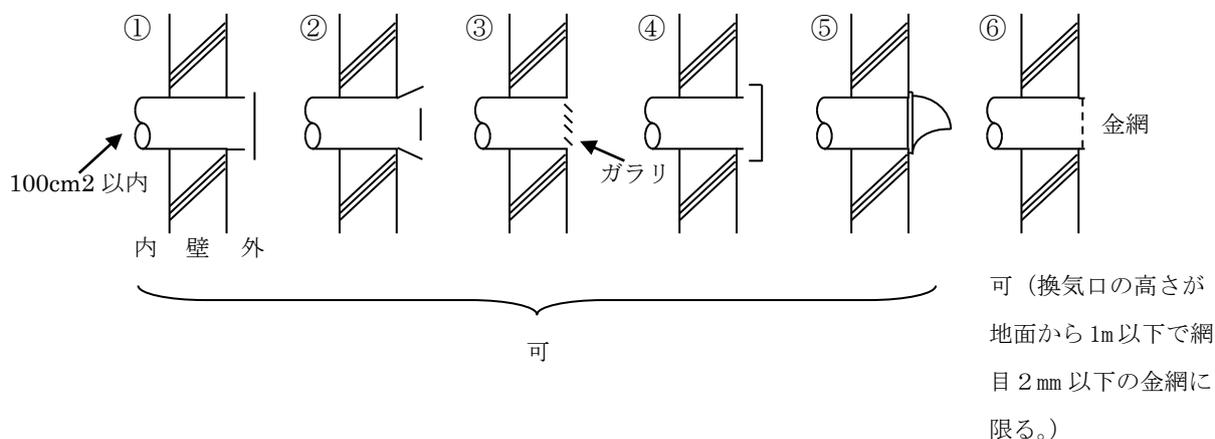
単3-1 換気設備等の防火覆い

〔法第2条第6号、第9号の2、第9号の3、法第27条、法第53条、法第61条、令第109条、令第110条の2、令第135条の20、令第136条の2、平成12年建告第1360号、平成12年建告第1369号〕

解釈

延焼のおそれのある部分の外壁面において、換気設備等の開口部に設ける下記に示す形状及び材質の防火覆いは、防火設備とみなす。

- (1) 開口部の開口面積は100cm²以内であること。
- (2) 下図①～⑤に示す形状であること。
- (3) 下図⑥については、地面から高さ1m以下の換気口で、網目2mm以下の金網で覆われていること。
- (4) 材質については、スチール、ステンレス又はアルミニウム（アルミニウムの場合は部材の厚さ1.2mm以上）であること。



関連項目

- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「2-39 延焼のおそれのある部分の外壁面等に設ける防火覆いの取り扱いについて」
- ・旧ハンドブック 解3-4 延焼のおそれのある外壁面等に設ける防火覆いについて

単3-2 主要構造部が不燃材料で造られた付属建築物

〔法第2条第6号、第9号の2、第9号の3、法第27条、法第61条〕

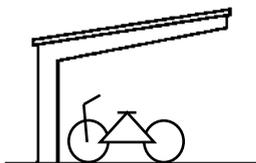
更新：平成26年4月、平成28年7月、令和5年4月

解釈

主要構造部が不燃材料で造られた、卸売市場の上家、開放自転車置場（※）、その他これらに類する建築物又はこれらの建築物の部分で、その用途上及び構造上、外壁及び扉又は戸を設けることのできないものについては、「外壁の開口部」はないものとして取り扱い、延焼のおそれがある部分に当該建築物が存する場合であっても、防火設備を設けないことができる。

※ 開放自転車置場

原則、片持ちの自転車置場であり、下図（イメージ図）のように、高い開放性を持つものをいう。



QA

Q1 本規定の建築物等は、建築物の防火避難規定の解説「付属建築物の取扱い」にある「法第2条第6号ただし書のその他これらに類するもの」と同様に、本体建築物に延焼のおそれのある部分を生じさせないものと考えてよいか。

A1 本規定と建築物の防火避難規定の解説は主旨が異なる。例えば、卸売市場の上家は、本規定で防火設備が必要となる外壁の開口部がないものとして取り扱うが、建築物の防火避難規定の解説では、他の建築物に延焼のおそれのある部分を発生させる。

Q2 本規定は、法第84条の2の「簡易な構造の建築物に対する制限の緩和」の一部か。

A2 本規定は、法第84条の2とは異なる。同条の適用については、別途検討が必要である。

Q3 卸売市場の上家、開放自転車置場で、独立したもののみ本取扱いは適用されるのか。

A3 開放されている建築物の部分であれば本取扱いの適用は可能である。

関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「付属建築物の取扱い」
- ・ハンドブック 総2-8 バイク置場
- ・旧ハンドブック 解10-2 外壁の開口部

単3-3 外部空間として取り扱う自動車車庫等

〔法第2条第6号、第9号の2、第9号の3、法第61条、令和元年国交告第194号〕

更新：平成26年4月、平成28年7月、令和5年4月

解釈

法第2条第9号の2、同条第9号の3、又は法第61条の適用に当たり、建築物の一部が自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（以下「自動車車庫等部分」という。）であって、次のいずれにも適合するものについては、当該自動車車庫等部分を外部空間として取り扱い、外壁の開放部に防火設備を設けないことができる。

- (1) 自動車車庫等部分は十分に外気に開放されていること。

※ 十分に外気に開放

十分に外気に開放されているとは、自動車及び自転車の出入りに必要な開放部側について、自動車及び自転車の停留又は駐車する範囲にわたり、常時、直接外気に開放されていることをいう。

- (2) 自動車車庫等部分の床面積が棟ごとに50㎡以内であること。

なお、法第84条の2が適用される簡易な構造の建築物又は建築物の部分となる自動車車庫、自転車駐車場は、床面積の合計から除くことができる。

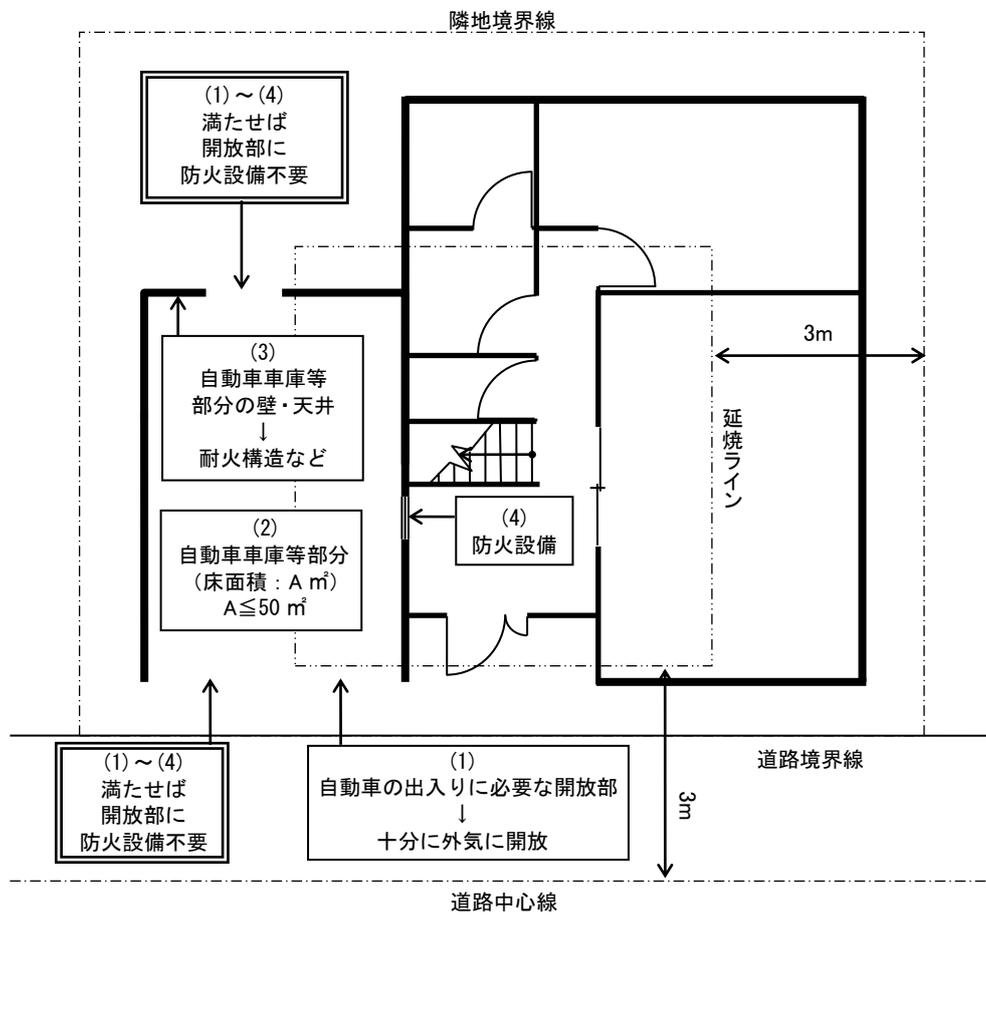
- (3) 自動車車庫等部分の壁にあつては、全て、延焼のおそれのある部分にある外壁とみなしたときの技術的基準に適合すること。

また、準耐火建築物（法第2条第9号の3イに該当するものに限る。）とした場合においては、全て、延焼のおそれのある部分にあると見なしたときの準耐火構造の軒裏の技術的基準に適合する天井を設けることとし、それ以外の建築物とした場合においては、防火構造の軒裏の技術的基準に適合する天井を設けること。ただし、耐火建築物の場合、又は直上階の床の構造を準耐火構造とした場合においては、この限りでない。

- (4) 自動車車庫等部分とその他の部分との壁又は床の開口部には、全て、延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部と見なした場合の技術的基準に適合する防火設備を有すること。

例示

適用例



QA

Q 1 主たる用途が自動車車庫である建築物に、この取り扱いを適用することが出来るか。

A 1 適用できない。

Q 2 床面積が30㎡以内の自動車の収納の用に供するものは昭和36年1月14日付住発第2号により、自動車車庫として扱わないため、自動車車庫を前提としている本取り扱いは適用外か。

A 2 京都市は昭和36年1月14日付住発第2号の取り扱いを採用していないため、自動車の収納の用に供するものは面積によらず、自動車車庫としている。

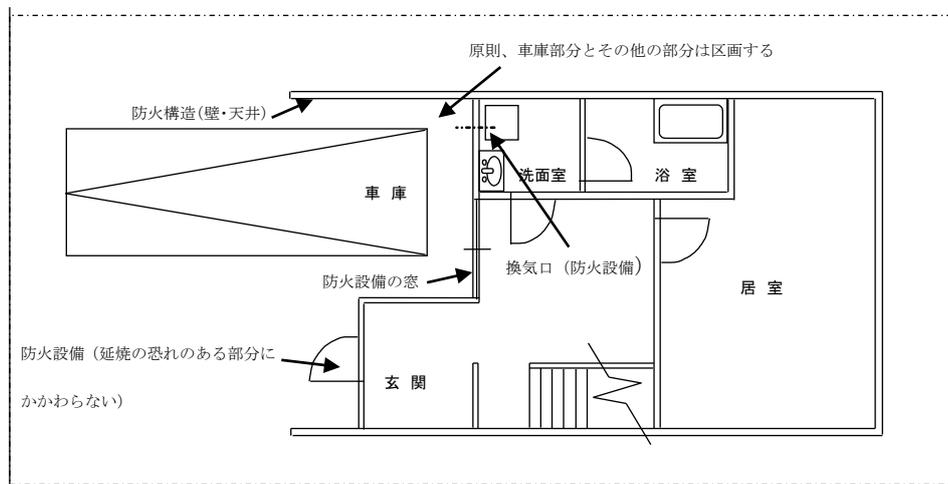
3 延焼のおそれのある部分

Q 3 自動車及び自転車の出入りに必要な開放部側にグリルシャッターを設けた場合、十分に外気に開放されていると見なすか。

A 3 開放率の高いシャッターであっても、シャッターを設置することにより、出入りに必要な開放部が常時、直接外気に開放されている状態とならないため、十分に外気に開放されていることにはならない。

Q 4 自動車車庫等と玄関ポーチを一体として計画する場合も適用可能か。

A 4 解釈にある条件を満たすとともに、一体となった玄関ポーチが十分に開放され、玄関扉を防火設備とした場合は、自動車車庫等と玄関ポーチが一体となった部分全体を外部空間として取り扱い、外壁の開放部に防火設備を設けないことができる。



Q 4 令和元年国交告第194号第4第1号に掲げる構造方法による一戸建て木造3階建て住宅の自動車車庫等部分においても、同様に適用可能か。

A 4 令和元年国交告第194号第4第1号に掲げる構造方法による建築物の自動車車庫等部分においても適用可能である。

関連項目

- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 「延焼のおそれのある部分の自動車車庫等部分の開放部」
- ・建築物の防火避難規定の解説 「22条区域内における建築物の屋根」
- ・旧ハンドブック 解10-2 外壁の開口部

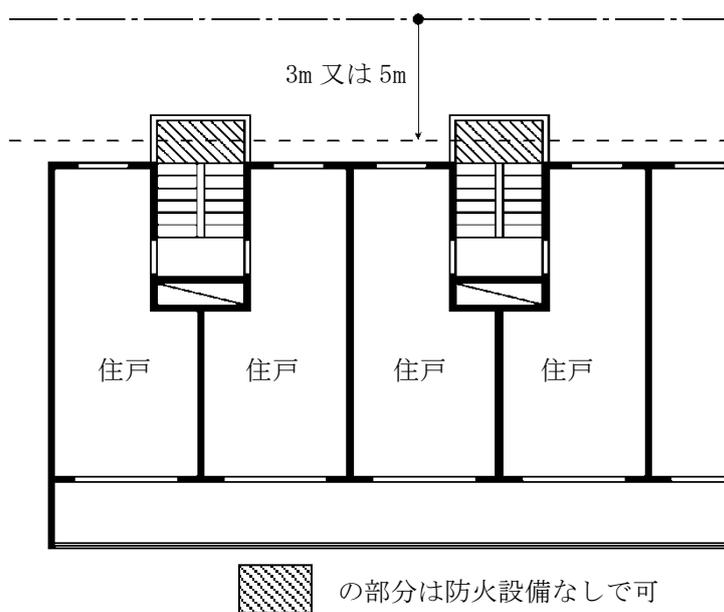
単3-4 階段室型共同住宅の階段の屋外側の開放部分

〔法第2条第6号、第9号の2、第9号の3、法第27条、法第61条〕

更新：平成26年4月、平成28年7月、令和5年4月

解釈

下図のような階段室型共同住宅（木造の場合は耐火建築物及び準耐火建築物に限る。）に限り、延焼のおそれのある部分にある階段の屋外側の開放部分に、防火設備を設けないことができる。



QA

Q1 階段室の開放性は1階にも求められるか。

A1 求められる。開放性がない場合は本取り扱いを適用できず、防火設備の設置が必要となる。

Q2 この取り扱いは、いわゆる木三共（平成27年国交告第255号第1項第3号）でも適用可能か。

A2 木三共は、この取り扱いによらず、「単4-4 木三共・木三学の直接外気に開放された廊下等」による。

関連項目

- ・ハンドブック 単4-4 木三共・木三学の直接外気に開放された廊下等
- ・旧ハンドブック 解10-2 外壁の開口部

4 耐火構造・準耐火構造等

単4-1 耐火建築物の水平ブレース等の耐火被覆

〔法第2条第5号、第7号、令第107条〕

更新：平成24年2月

解釈

耐火建築物であっても、地震力、風圧力などの稀に生じる水平力のみを負担するブレースは、主要構造部に当たらないため、原則として耐火被覆する必要はない。ただし、耐火建築物のブレースで、水平力だけでなく固定荷重、積載荷重等の常時生じる鉛直力も負担するものは、主要構造部に該当するため、耐火被覆が必要となる。

関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「斜材（筋かい）の耐火被覆の取扱い」
- ・旧ハンドブック 質1-2 水平ブレース等の耐火被覆

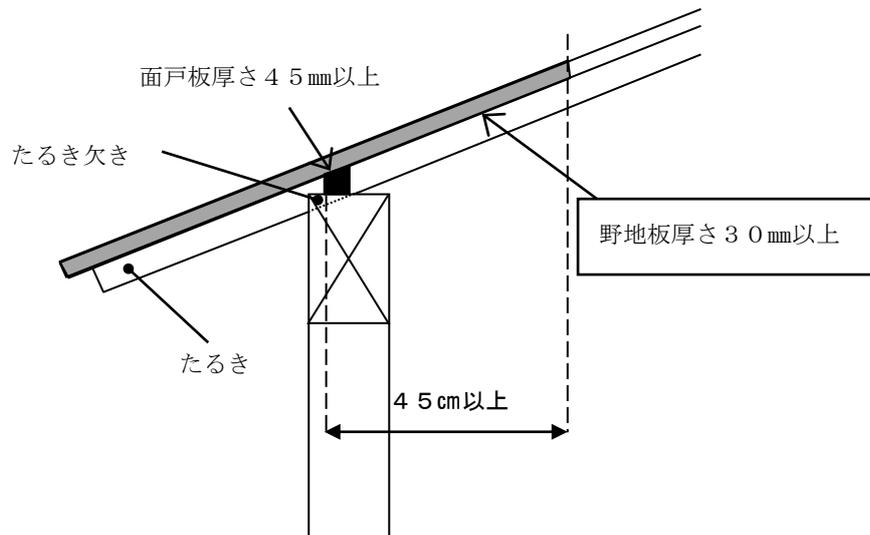
単4-2 準耐火構造の軒裏の構造方法

〔法第2条第7号の2、令第107条の2、平成12年建告第1358号〕

追加：平成28年7月 更新：令和5年4月

解釈

平成12年建告第1358号第5第2号ハの規定による軒裏の構造方法で、野地板の厚さが30mm以上必要な範囲は、防火性能上、面戸板の外部に面した面から小屋裏側に水平距離45cm以上とすることが望ましい。



- ※ 軒
外壁面より外に差し出した屋根の部分をいう。
- ※ 軒裏
軒の下面をいう。

QA

- Q1 野地板の厚さが30mm以上とあるが、重ね張りとしてもよいか。
A1 15mm以上+15mm以上の重ね張りであれば可とする。

関連項目

- ・旧ハンドブック 質1-11 準耐火構造の軒裏の構造方法

単4-3 主要構造部の性能の取扱い

〔法第2条第7号、第7号の2、第8号、令第107号、令第107条の2、令第108条、平成12年建告第1358号等〕

追加：平成30年5月 更新：令和5年4月

解釈

建築物の部分が複数の主要構造部の性能を要求されるときは、それら全てを満たす必要がある。

例示

1 イ準耐火構造の小屋裏の梁と天井の場合

法第2条第9号の3イに規定する主要構造部を準耐火構造とした準耐火建築物（イ準耐建築物、平成12年建告第1358号）において、天井裏のほりに防火被覆がなく、最上階の天井に設ける防火被覆が屋根の防火被覆とはりの防火被覆を兼ねている場合は、天井に厚さ15mm以上の強化せっこうボード等による被覆が必要である。

関連項目

・旧ハンドブック 質1-12 準耐火構造（法第2条第九号の三、イ）の小屋裏のほりと天井の構造方法

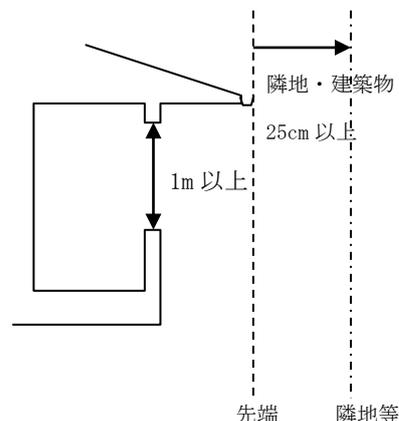
単4-4 木三共・木三学の直接外気に開放された廊下等

〔法第27条、平成27年国交告第255号〕

追加：平成30年5月 更新：令和5年4月

解釈

平成27年国交告第255号第1第1項第3号に規定する、直接外気に開放された廊下、階段その他の通路とは、隣地境界線又は外壁から軒等の先端（樋含む）まで有効25cm以上の空気が確保されており、次に適合しているものをいう。



- (1) 廊下にあつては、外壁面に直接外気が流通する高さ1m以上の開放部が火災時の煙を有効に排出できるように適切に設けられているもの
- (2) 階段にあつては、階段の各階の中間部分に設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部が、次に掲げる基準いずれにも適合するもの
 - ア 開口面積が2㎡以上であること。
 - イ 開口部の上端が、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に、500cm²以上の直接外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合は、この限りではない。

QA

- Q1 直接外気に開放された廊下、階段その他通路の開放された部分が延焼のおそれのある部分に存在する場合、防火設備を設置しなければならないか。

A1 防火設備は設置しなくてよい。
- Q2 直接外気に開放された廊下、階段その他通路の開放された部分に、建具を設置することはできるか。

A2 建具を設置した場合、直接外気に開放された廊下、階段その他の通路と見なせない。

関連項目

- ・木造建築物の防・耐火設計マニュアル 「法第27条について」
- ・ハンドブック 単3-4 階段室型共同住宅の階段の屋外側の開放部分
- ・旧ハンドブック 解10-9 木造3階建て共同住宅等の直接外気に開放された廊下等について

単4-5 木三共の避難上有効なバルコニー

〔法第 27 条、平成 27 年国交告第 255 号〕

更新：平成 25 年 5 月、平成 28 年 7 月、令和 5 年 4 月

解釈

平成 27 年国交告第 255 号第 1 第 1 項第 3 号（いわゆる木三共の主要構造部の構造方法）で求められる「避難上有効なバルコニーその他これに類するもの」は、次の条件を全て満足するバルコニーでなければならない。

- (1) 単 4-4 の直接外気に開放された廊下と同様の構造とすること。
- (2) 安全に避難する設備（以下「避難ハッチ等」という。）を設けているか、又は連続したバルコニーでほかの避難ハッチ等へ安全に避難できるものであること。
- (3) 各住戸の専用バルコニー部分の有効内法面積（避難ハッチ等の部分を除く。）を各居室等の床面積の 3/100 以上、かつ 2 m² 以上、奥行きを有効 75 cm 以上とすること。
- (4) 床は、主要構造部に求められる耐火性能を有すること。
- (5) 屋内からバルコニーに通じる出入口は、幅を有効 75 cm 以上、高さを有効 1.8 m 以上、下端の床面からの高さを 15 cm 以下とすること。
- (6) 避難ハッチ等を設置する箇所には、物干しアーム及び物干し竿等の避難上支障となるものを設置しないこと。
また、避難ハッチ等の着地点と次の避難ハッチ等の間に隔壁が設けられていないこと。
- (7) バルコニーに隔壁を設けて避難ハッチ等までの到達経路とする場合には、隔壁は概ね 2 箇所以内で容易に破壊できるものとし、破壊できる部分は幅 60 cm 以上、高さ 1.2 m 以上とすること。
- (8) 避難階にある避難上有効なバルコニーや避難ハッチ等の降下点は、道路、令第 128 条による敷地内の通路（「単 8-5 敷地内の通路」に掲げる基準に適合するものを含む。）又は道路若しくは令第 128 条による敷地内の通路に通ずる有効幅員 75 cm 以上の通路に避難上有効に接続していること。

QA

Q1 避難上有効なバルコニーの位置に制限はあるか。

A1 避難上有効なバルコニーの設置位置は、2方向避難及び歩行距離を考慮し、直通階段の概ね反対側の位置とし、かつ、その階の各部分と容易に連絡できることが望ましい。

また、共用廊下から居室を介して避難上有効なバルコニーへ避難する経路など、避難に支障があると認められる経路は、原則として認められない。

Q2 避難はしごは避難ハッチ等とみなすことは可能か。

A2 つり下げはしごは避難ハッチ等とみなさない。固定はしごで1層分を下降するもの（落下防止対策がされているものは2層分下降するものまで）であれば、避難ハッチ等とみなす。

Q3 避難階にある避難上有効なバルコニーや避難ハッチ等の降下点から、道路又は令第128条による敷地内の通路に通ずる有効幅員75cm以上の通路は、「単8-5 敷地内の通路」を準用し、建築物の部分に設けてよいか。

A3 有効幅員75cm以上の通路は、建築物の部分に設けることはできない。建築物の部分に通路を設けざるをえない場合は、その部分から道路までの部分を令第128条の敷地内の通路とし、必要な通路の幅員（有効1.5mの幅員など）を確保したうえで「単8-5 敷地内の通路」に掲げる条件を満たす構造とすること。

関連項目

- ・木造建築物の防・耐火設計マニュアル 「法第27条について」
- ・ハンドブック 単4-4 木三共・木三学の直接外気に開放された廊下等
- ・ハンドブック 単6-4 避難上有効なバルコニー
- ・ハンドブック 単8-5 敷地内の通路
- ・旧ハンドブック 解4-8 避難上有効なバルコニー
- ・旧ハンドブック 質2-7 避難上有効なバルコニーの構造

単4-6 耐火建築物等とすることを要しない特定小規模特殊建築物

〔法第 27 条第 1 項第 1 号、同条同項第 4 号、令第 110 条の 4、令第 110 条の 5、令和元年国交告第 198 号〕

追加：令和 5 年 4 月

解釈

1 特定小規模特殊建築物

特定小規模特殊建築物（※）は、法第 27 条の観点からは耐火建築物等とすることを要しない。ただし、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）の用途に供する建築物においては、警報設備が設けられたものに限る。

※ 特定小規模特殊建築物

法別表第 1（い）欄 1 項から 4 項までに掲げる用途に供する特殊建築物で、階数が 3 で延べ面積が 200 m²未満のもの

2 特定小規模特殊建築物に必要となる警報設備

法第 27 条で求められる警報設備は、住宅で一般的な連動型警報機能付感知器（受信機なし）は指定されておらず、受信機が必要となる自動火災報知設備又は受信機付き特定小規模施設用自動火災報知設備のいずれかに限られている。警報設備の構造方法及び設置方法については、令和元年国交告第 198 号を参照のこと。また、「消防用設備等運用基準（京都市消防局）基準 24 自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準」も参考とされたい。

なお、消防法に基づき設置が必要となる場合は、別途、消防部局と調整が必要である。

QA

Q1 児童福祉施設等の「入所する者の寝室があるもの」はどのように考えればよいか。

A1 児童福祉施設等には就寝利用するものと通所利用するものが混在している。「入所する者の利用する寝室」とは、「対象用途の本来目的に応じて施設を利用する者が利用する寝室」の意である。具体的には、老人ホーム等の居住型の入所施設や老人短期入所施設（ショートステイ）等の短期宿泊型の入居施設などが想定されている。

関連項目

- ・平成 30 年改正建築基準法・同施行令等の解説
- ・消防用設備等運用基準（京都市消防局）基準 24 「自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準」
- ・ハンドブック 単 5-3 特定小規模特殊建築物で必要となる竪穴区画

5 防火区画等

単5-1 昇降路の堅穴区画

〔法第36条、令第112条第11項、第19項第2号、昭和48年建告第2564〕

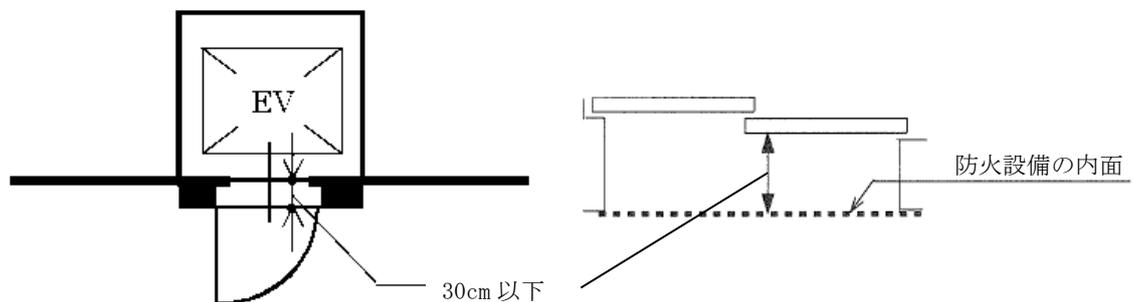
追加：平成28年7月 更新：令和5年4月

解釈

エレベーターの昇降路の堅穴区画の形成については、昇降路部分とその他の部分（乗降ロビーもその他部分である。）とを令第112条第19項第2号の規定による防火設備で区画しなければならない。したがって、乗場戸に接した位置に遮炎、遮煙の両性能を有した防火設備を設置する必要がある。この方法によらない場合は、大臣認定された方法で区画しなければならない。

なお、乗場戸に接した位置に防火設備を設置する場合の、乗場戸と防火設備との距離は、この空間内に人が閉じ込められるおそれがない距離として30cm以内（下図）とすること。

また、当該防火設備をくぐり戸のないシャッターにする場合、かご内に乗客を閉じ込めることを防止するため、「J E A S（日本エレベーター協会標準）-408 防火シャッター等との連動管制運転方式に関する標準」に示すように、火災時に火災階以外に停止するよう運転制御する管制運転を装備することが望ましい。



関連項目

- ・「昇降機の昇降路の防火区画について」（平成14年2月18日 国土交通省住宅局建築指導課／日本建築行政会議）
- ・昇降機技術基準の解説
- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 「小荷物専用昇降機の昇降路の出し入れ口の戸」
- ・旧ハンドブック 解6-1 昇降路の防火区画（たて穴）について
- ・旧ハンドブック 質2-18 昇降路の防火区画（たて穴）

単5-2 縦穴区画適用外の一戸建ての住宅

〔法第36条、令第112条第11項〕

追加：平成30年5月 更新：令和5年4月

解釈

令第112条第11項第2号に規定する一戸建て住宅として扱う兼用住宅は、主たる用途が住宅であり、以下のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 延べ面積の1/2以上を居住の用に供していること。
- (2) 住宅と兼用する用途の部分が構造上（別棟でない、意匠上1棟）及び機能上（自動車車庫を除き屋内で行き来がある等）一体となっていて、用途的に分離しがたいものであること。

QA

Q1 同一建築物内に、兼用住宅とは別に他の用途がある場合、他の用途で使用する階段には縦穴区画が必要か。

A1 必要である。

関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「店舗等3階建て兼用住宅の縦穴区画」
- ・旧ハンドブック 解1-13 縦穴区画適用外の一戸建ての住宅

単5-3 特定小規模特殊建築物で必要となる縦穴区画

[令第112条第12項、第13項、第19項]

追加：令和5年4月

解釈

特定小規模特殊建築物では、以下の縦穴区画が必要となる。

		求められる区画（※1）		
		壁 （※2）	開口部	
			スプリンクラー設備等 を設けた建築物	左記以外
3階	病院、診療所（患者の収容施設があるもの）、児童福祉施設等（入所する者の寝室があるもの）	間仕切壁	防火設備（10分遮炎・遮煙）	防火設備（20分遮炎・遮煙）
用途	ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものを除く）	間仕切壁	戸（遮煙）（※3）	

※1 火災時の接災によって直ちに火炎が貫通するおそれのあるもの（例：ふすま、障子、厚さ3mm程度の合板で造られた壁や普通板ガラスの扉など）での区画は不可である。

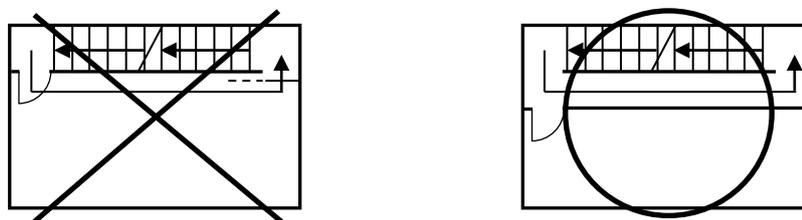
※2 両面に厚さ9.5mm以上の石膏ボードを張っている間仕切壁などが想定されている。

※3 フラッシュ戸などが想定されている。

QA

Q1 3階建ての住宅を用途変更するが、直通階段となる階段がリビングを経由している。階段部分で縦穴区画するが問題ないか。

A1 住宅では経路の多少の曲折や避難上支障とならない建具があっても直通階段と認められたが、住宅以外の用途では認められない。壁や建具を除却し新たに廊下を設けるなど、直通階段の規定に適合する階段室を新たに形成し、縦穴区画を設ける必要がある。



3階建専用住宅を用途変更する際の2階部分

関連項目

- ・平成30年改正建築基準法・同施行令等の解説
- ・ハンドブック 単4-6 耐火建築物等とすることを要しない特定小規模特殊建築物
- ・ハンドブック 単6-2 直通階段

単5-4 防火区画の中空壁に設けるコンセント等

〔法第36条、令第112条第20項、令第113条第2項、令第114条第5項、令第129条の2の4第1項第7号〕

追加：平成26年4月 更新：令和5年4月

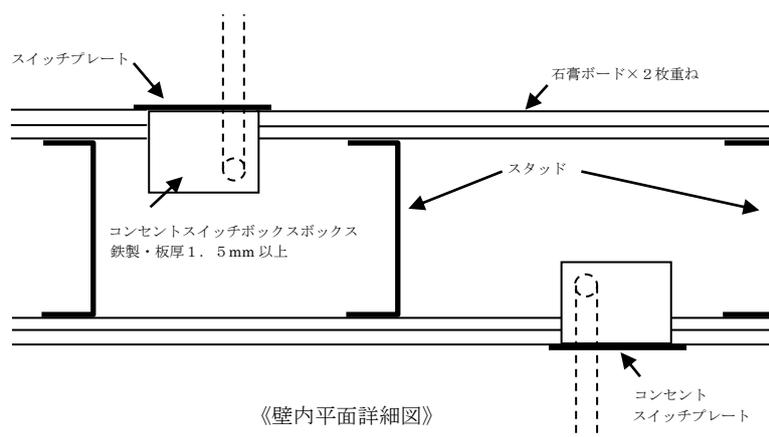
解釈

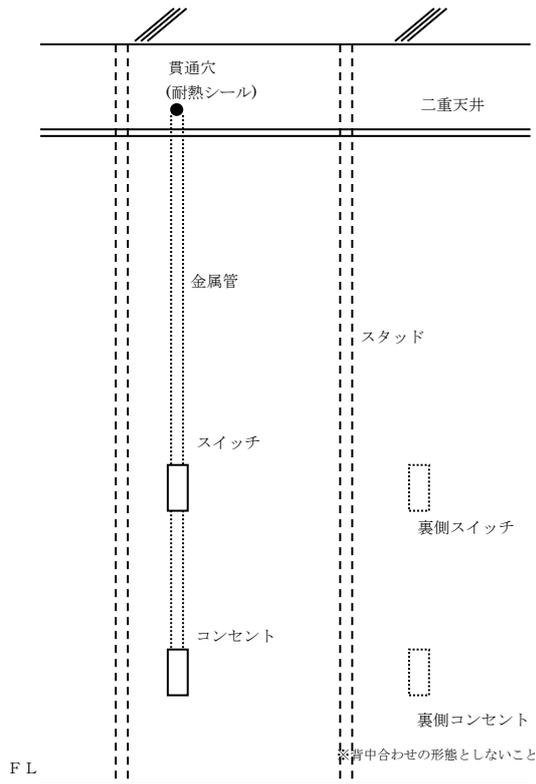
防火区画の壁、防火壁、防火上主要な間仕切壁、界壁又は隔壁で空洞を有するもの（以下「中空壁」という。）に、コンセント・スイッチ等の開口部を設ける場合は、次のいずれかに適合するものとする。

- (1) 国土交通大臣が令第129条の2の4第1項第7号ハの規定に適合すると認めたもの
- (2) 次に掲げる条件をいずれも満足するもの
 - ア 防火区画の壁、界壁に穴を開けて配線するものにあつては、令第129条の2の4第1項第7号イの規定の措置が施されているもの
 - イ 不燃材料の配管内に配線されているもの
 - ウ コンセント・スイッチ等の取付け位置に、アウトレットボックス類（鉄製（厚さ1.5mm以上）とし、間柱に固定されたものに限る。）を設けられ、アウトレットボックス類には不要な貫通孔を設けられていないもの
 - エ 開口部が、異なる面の開口部と同一位置（背中合わせ）に設けられていないもの

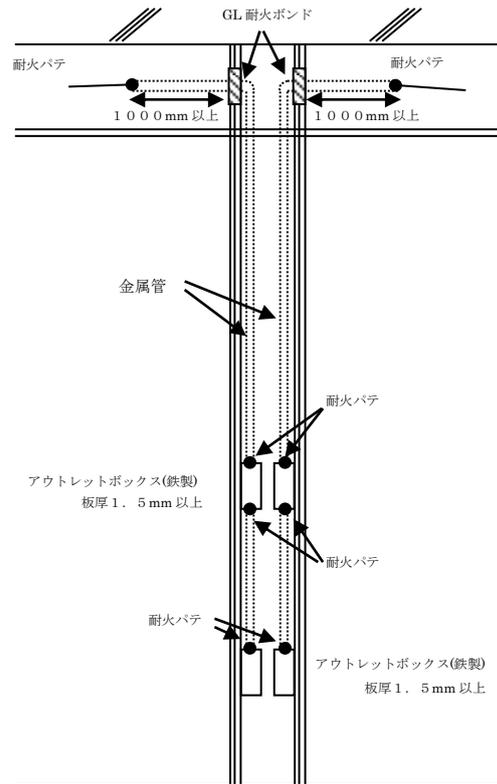
例示

中空壁スイッチ・コンセント取付詳細図





《スイッチ取付立面図》



《スイッチ取付断面図》

QA

- Q 1 国土交通大臣の認定を受けた中空壁の場合は、どう考えればよいか。
- A 1 認定書に記載されている構造方法を満たし、かつ解釈中のいずれかに適合すること。
 なお、構造方法によっては、開口部を設けることができないことがある。

関連項目

- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「8-5 中空壁内のコンセント配線、ボックスの防火区画貫通部措置工法について」
- ・旧ハンドブック 解10-6 中空壁に設置するコンセント等について

単5-5 防火上主要な間仕切壁

〔法第36条、令第114条第2項〕

追加：平成30年5月 更新：令和5年4月

解釈

- 1 長屋の一部の用途を変更して旅館等にする場合、長屋の住戸と旅館等を区画する界壁は、防火上主要な間仕切壁に該当する。したがって、この界壁は準耐火構造とし、令第112条第4項各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏まで隙間なく区画する必要がある。
- 2 建築物の延べ面積が200㎡以下の場合、病院、診療所、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿又は寄宿舎における病室、宿泊室又は寝室等の部分と避難経路を区画する壁は、防火上主要な間仕切壁に該当しない。

QA

- Q1 長屋を旅館等に用途変更をする際、長屋の各戸の所有者が異なること等により、壁の改修が困難な場合の措置は。
- A1 旅館等の屋内側に、準耐火構造の壁で小屋裏又は天井裏まで隙間なく区画する方法などが考えられる。
- Q2 ガス衣類乾燥機を設置した部屋は、防火上主要な間仕切壁が必要となる火気使用室に該当するか。
- A2 当該ガス衣類乾燥機が開放式又は半密閉で室内において燃焼する設備の場合、火気使用室となる。

関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「防火上主要な間仕切壁」
- ・ハンドブック 総2-8 長屋
- ・旧ハンドブック 解10-8 防火上主要な間仕切り壁について
- ・旧ハンドブック 質2-36 防火上主要な間仕切り壁への改修

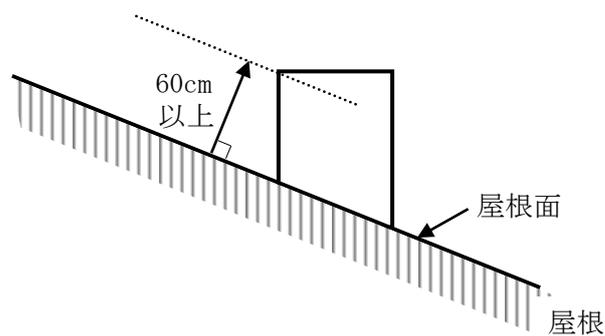
単5-6 煙突の屋根面からの垂直距離

〔法第36条、令第115条第1項第1号〕

追加：平成28年7月

解釈

勾配屋根から突出する煙突における建築基準法施行令第115条第1項第1号に規定される垂直距離は、屋根面に対して垂直に60cm以上である。



関連項目

- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「3-11 煙突（排気筒）の立ち上げ高さについて」
- ・旧ハンドブック 解10-7 煙突の屋根面からの垂直距離

単5-7 ボイラーの煙突に関する構造基準

〔法第36条、令第115条第1項第7号、昭和56年建告第1112号〕

更新：令和5年4月

解釈

昭和56年建告第1112号第2（ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準）の規定は、当該ボイラーの発熱量（入力）の合計が163kWを超える場合に適用するものとする。

※ ボイラーの発熱量（入力）

ボイラーの発熱量（入力）＝ ボイラーの燃料消費量 × ボイラーに使用する燃料の低発熱量

※低発熱量は低位発熱量又は真発熱量とも呼ばれている。

具体例

ボイラーの燃料消費量が15m³/h、ボイラーに使用する燃料の低発熱量が41.9MJ/m³である場合、下記の計算式となる。

ボイラーの発熱量（入力）＝ 15 ÷ 3600（h→sに変換） × 41.9 × 1000（M→kに変換）

≒ 174.6（kJ/s ＝ kW）

上記の計算結果から、昭和56年建告第1112号第2の規定の適用が必要となる。

QA

Q1 昭和56年建告第1112号の「特別な調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出によることができるものとする」とはどのようなものが挙げられるか。

A1 （公社）空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S111煙突計算基準」等が挙げられる。

関連項目

- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「3-参考資料 ボイラーの燃料消費量、ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの高さの基準について」
- ・旧ハンドブック 解3-5 ボイラーの煙突に関する構造基準の適用について

6 避難階段・出入口

単6-1 令第117条第2項第1号区画の配管貫通

[法第35条、令第117条第2項第1号]

追加：平成30年5月 更新：令和5年4月

解釈

令第117条第2項第1号に規定されている区画には、原則として開口部を設けることや配管等が貫通することは認められない。ただし、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて（通知）」（平成7年3月31日消防予53号）の「令8区画を貫通する配管及び貫通部について」に適合するものについては、この限りでない。

なお、令8区画の取り扱いについては、区画を貫通する配管等を含めて消防機関と協議すること。

※ 令8区画（消防法施行令第8条に規定する区画）

第8条 防火対象物が開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

関連項目

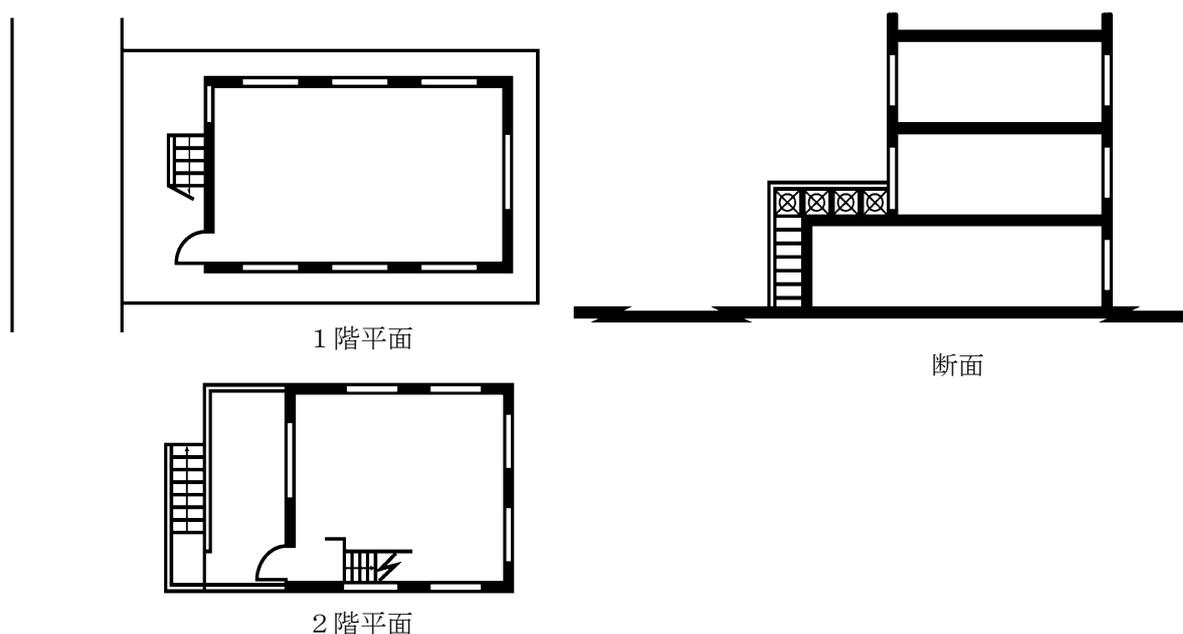
- ・「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて（通知）」（平成7年3月31日消防予53号）
- ・建築物の防火避難規定の解説 「令第117条第2項第一号の区画を建築設備等が貫通する場合」
- ・消防用設備等運用基準（京都市消防局）基準8 「令8区画の取扱いに関する基準」
- ・旧ハンドブック 解10-4 令第117条第2項区画の配管貫通について

単6-2 直通階段

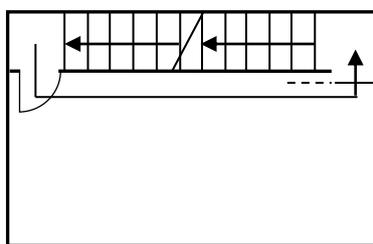
〔法第 35 条、令第 120 条、令第 121 条、令第 123 条の 2〕

解釈

- 1 下図のように、通行部分に障害物がなく、2階部分から直接屋外へ出られるもので、避難上支障がないものは、直通階段と見なすことができる。



- 2 3階建専用住宅に限り、利用者が特定されていることから、多少の曲折や避難上支障とならない建具があっても、順路が明らかであるものは、直通階段と見なすことができる。



3階建専用住宅の2階部分

関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「直通階段の要件」
- ・ハンドブック 単5-3 特定小規模特殊建築物で必要となる縦穴区画
- ・旧ハンドブック 解4-2 直通階段

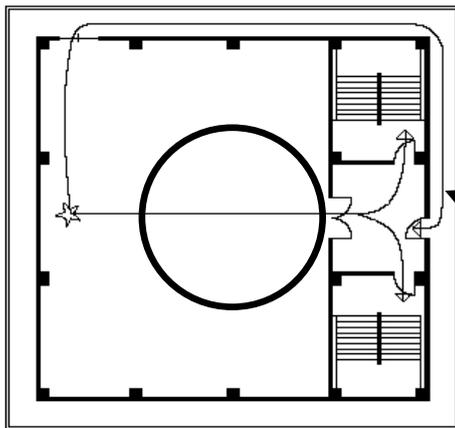
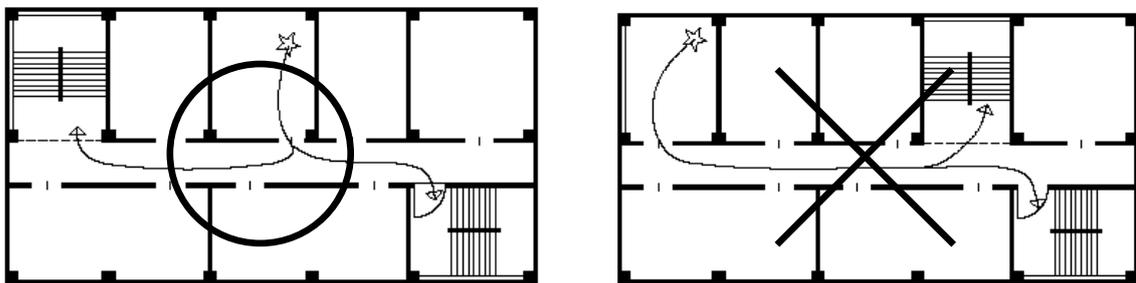
単6-3 2以上の直通階段

〔法第35条、令第121条〕

更新：令和5年4月

解釈

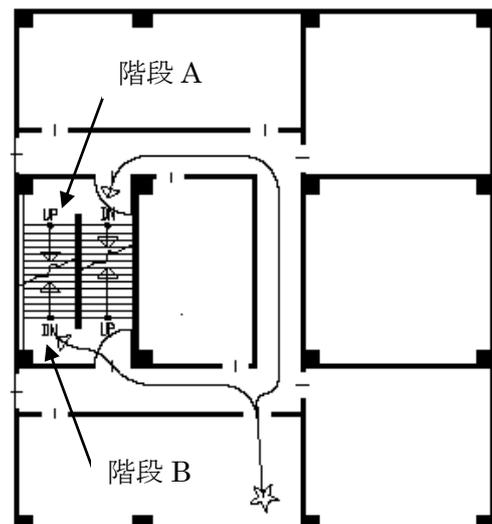
- 1 令第121条第1項の規定により2以上の直通階段を設ける趣旨は、「火災等によりどちらか一方の避難経路が使用不可となった場合でも、もう一方の避難経路により避難の安全性を担保する。」であることから、それぞれの直通階段の位置を集中しないようにし、2方向避難を確保できる位置に設置することが望ましい。



階段が集中しているが、2方向避難が確保できていると認められる例（令第121条第3項ただし書）

- 2 直通階段であるX階段については、同一階の異なる場所から階段に進入できたとしても、1の直通階段と見なす。ただし、次に掲げる条件をいずれも満足するものは、2の直通階段と見なす。

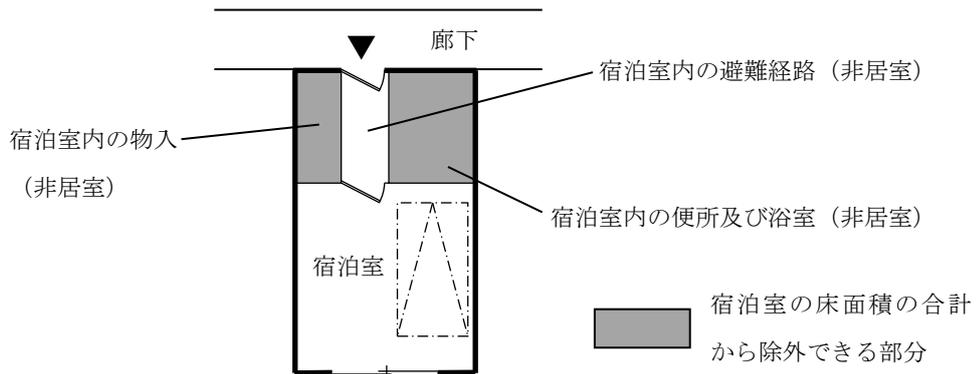
- ア 各階段が令第123条第1項の構造である。
- イ 階段に通ずる出入口（令第123条第1項第6号の出入口）を除き、開口部を設けない。



QA

Q1 防火避難規定の解説「ホテル、旅館等の宿泊室及び寄宿舍の寢室の範囲」に、「宿泊室内にある物入、便所、浴室など非居室については、避難上支障がないものとして床面積の合計から除外することができる」という記載があるが、寢室と扉により区画された寢室からの避難経路（非居室）は避難上支障がないものと見なすことは可能か。

A1 避難経路となる非居室部分は、避難上支障がないものと考え難い。



関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「ホテル、旅館等の宿泊室及び寄宿舍の寢室の範囲」
- ・ハンドブック 条2-6 個室型店舗に必要な直通階段
- ・旧ハンドブック 質2-6 2以上の直通階段の設置を必要とする場合の階段の位置

単6-4 避難上有効なバルコニー

〔法第35条、法第36条、令第112条第4項、令第114条第2項、令第121条第1項第3号、第6号、令第121条第3項、平成26年国交告第860号〕

更新：平成25年5月、平成28年7月、令和5年4月

解釈

令第121条第1項第3号、第6号、同条第3項及び平成26年告示860号の避難上有効なバルコニーとは、安全に避難する設備（以下「避難ハッチ等」という。）を設ける部分にあるバルコニーで、次の条件を全て満足するものでなければならない。

- (1) 避難専用とする避難上有効なバルコニーは、面積（有効内法面積）を2㎡以上（当該避難上有効なバルコニーから避難ハッチ等の部分を除く。）、奥行きを有効75cm以上、幅を有効1.8m以上としなければならない。ただし、やむを得ず避難専用のものとするができない場合には、面積（有効内法面積）を3㎡以上（当該避難上有効なバルコニーから避難ハッチ等の部分を除く。）、奥行きを有効1.2m以上、幅を有効1.8m以上とすること。

※ 避難上有効なバルコニー

避難上有効なバルコニーは、避難のために必要な階段の代わりに代替措置として設けるものである。そのため、一義的には避難専用とする必要があるが、やむをえない場合、避難専用でないものも認めるという考え方をしている。

この避難専用とは、その文言のとおり、避難以外に用いられることがないという意味である。例えば、共同住宅の各住戸専用バルコニーは、物干場として使用したり設備機器を設置することができるため、避難専用の避難上有効なバルコニーと考えることはできない。

- (2) 避難上有効なバルコニーの床は、主要構造部に求められる耐火性能を有すること。

※ 各住戸の専用バルコニーを避難上有効なバルコニーまでの到達経路とする場合

避難経路となる各住戸の専用バルコニーの床は、主要構造部に求められる耐火性能を有することが望ましい。

- (3) 外気に有効に開放（※）されている部分の高さが、1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上であること。

※ 外気に有効に開放

隣地境界線からの距離が有効1m（商業地域及び近隣商業地域は50cm）以上、同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分からの距離が有効2m以上であること。

- (4) 屋内から避難上有効なバルコニーに通じる開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。

※ 防火設備の寸法等

防火設備の幅は75cm以上、高さは180cm以上、バルコニー床面から建具の下端までの高さは15cm以下とすること。

- (5) 避難上有効なバルコニーに面して換気及び排煙の開口部を設けないこと。ただし、やむを得ない場合、その開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。
- (6) 避難ハッチ等を設置する箇所には、物干しアーム及び物干し竿等の避難上支障となるものを設置しないこと。また、避難ハッチ等の着地点と次の避難ハッチ等の間に隔壁板が設けられていないこと。
- (7) 避難上有効なバルコニーに隔壁を設けて各住戸等の専用バルコニーとする場合で、各住戸の専用バルコニーを避難上有効なバルコニーまでの到達経路とする場合には、隔壁は概ね2箇所以内で容易に破壊できるものとし、破壊できる部分は幅60cm以上、高さ1.2m以上とすること。
- (8) 避難階にある避難上有効なバルコニーや避難ハッチ等の降下点は、道路、令第128条による敷地内の通路（「単8-5 敷地内の通路」に掲げる基準に適合するものを含む。）又は道路若しくは令第128条による敷地内の通路に通ずる有効幅員75cm（平成26年国交告第860号の避難上有効なバルコニーの場合は有効幅員50cm）以上の通路に避難上有効に接続していること。

QA

Q1 避難上有効なバルコニーの設置位置に制限はあるか。

A1 避難上有効なバルコニーの設置位置は、2方向避難及び歩行距離を考慮し、直通階段の概ね反対側の位置とし、かつ、その階の各部分と容易に連絡できることが望ましい。

また、共用廊下から居室を介して避難上有効なバルコニーへ避難する経路など、避難に支障があると認められる経路は、原則として認められない。

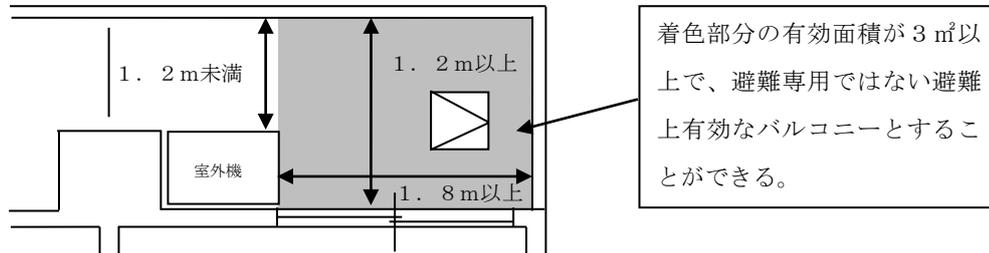
Q2 共同住宅では、避難専用の避難上有効なバルコニーは認められないのか。

A2 共同住宅の各住戸専用バルコニーは、原則、避難専用の避難上有効なバルコニーと考えることはできないが、1住戸に複数の各住戸専用バルコニーがあり、その一つを避難以外に利用しない避難専用のバルコニーにするなどは考えられる。

そのほか、共用廊下から通じる部分に避難以外に利用しないバルコニーを設け、避難専用の避難上有効なバルコニーにするなども考えられる。

Q3 避難専用ではない避難上有効なバルコニーで室外機や柱型等がある場合、有効面積 3 m^2 以上とはどのように考えればよいか。

A3 奥行き 1.2 m 以上、幅 1.8 m 以上が確保できる部分で有効面積 3 m^2 以上が確保できるのであれば、避難専用ではない避難上有効なバルコニーとすることができる。



Q4 避難はしごは避難ハッチ等とみなすことは可能か。

A4 つり下げはしごは避難ハッチ等とみなさない。固定はしごで1層分を下降するもの（落下防止対策がされているものは2層分下降するものまで）であれば、避難ハッチ等とみなす。

Q5 避難階にある避難上有効なバルコニーや避難ハッチ等の降下点から、道路又は令第128条による敷地内の通路に通ずる有効幅員 75 cm 以上の通路は、「単8-5 敷地内の通路」を準用し、建築物の部分に設けてよいか。

A5 有効幅員 75 cm 以上の通路は、建築物の部分に設けることはできない。建築物の部分に通路を設けざるをえない場合は、その部分から道路までの部分を令第128条の敷地内の通路とし、必要な通路の幅員（有効 1.5 m の幅員など）を確保したうえで「単8-5 敷地内の通路」に掲げる条件を満たす構造とすること。

関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「避難上有効なバルコニー等の構造」
- ・ハンドブック 単4-5 木三共の避難上有効なバルコニー
- ・ハンドブック 単8-5 敷地内の通路
- ・旧ハンドブック 解4-8 避難上有効なバルコニー
- ・旧ハンドブック 質2-7 避難上有効なバルコニーの構造

単6-5 屋外階段

〔法第35条、法第36条、令第23条、令第121条の2、令第123条第2項〕

更新：令和5年4月

解釈

- 1 外気に有効に開放された部分（※）が階段の2面以上かつ周長の1/2以上あるものは、屋外階段として取り扱う。

※ 外気に有効に開放された部分

以下の条件を全て満たしたものをいう。

ア 高さが1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの1/2以上が、当該階段の手すり又は腰壁より上部で外気に開放されていること。

イ 同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の他の部分（梁等で階段の開放性を阻害しないものは除く。）から有効1m以上、隣地境界線から有効25cm以上（屋外避難階段については有効50cm以上）の空気が確保されていること。

- 2 1に該当しないものは屋内階段とする。ただし、避難階段以外で、階段の2面以上かつ周長の1/2以上の部分が、高さ1.1m以上かつ天井の高さの1/2以上が、当該階段の手すり又は腰壁より上部で外気に開放されている階段については、屋内階段の規定のうち階段の幅の規定のみを適用すれば、階段の開放部分は開口部に該当しないと取り扱う。

- 3 屋外階段及び上記2のただし書に適合する階段にやむを得ず目隠しルーバー等を設ける場合は、雑2-2のとおりとする。

- 4 火災時に、階段付近の開口部から煙や炎が噴出し、階段が使用できなくなるおそれがあるため、屋外避難階段から2m以内の部分については、開口部を設けることはできない。

また、屋外避難階段以外の屋外階段についても、同様の主旨により、屋外階段から2m以内の部分に排煙設備などの開口部を設けないことが望ましい。

関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「屋外避難階段の直上・直下にある開口部の取扱い」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-22 屋外階段の出入口上部に排煙のための開口部を設けることについて」
- ・ハンドブック 総3-7 屋外階段
- ・ハンドブック 総4-4 屋外階段
- ・ハンドブック 雑2-2 屋外階段に設けるルーバー、格子等
- ・旧ハンドブック 解4-7 屋外階段
- ・旧ハンドブック 質2-10 屋外階段に面する排煙設備の開口部

単6-6 避難階段

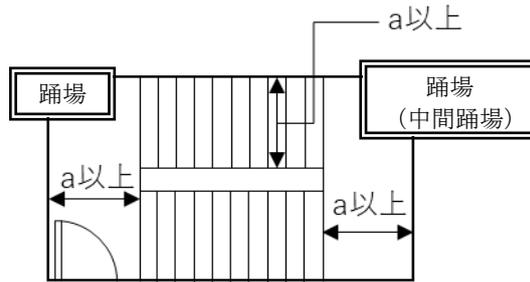
〔法第35条、令第123条〕

更新：平成26年4月、令和5年4月

解釈

令第123条に規定する避難階段を設置する際は、以下となるよう留意すること。

- (1) 転倒した際の安全確保のため、中間踊場を有した構造とする。



※ a : 令第23条に規定する踊場の幅の寸法

※ 踊場

階段の途中に設けた踏面の広い部分で、その最も狭い部分の内法寸法が令第23条第1項に規定する寸法以上で、かつ段差がないものをいう。

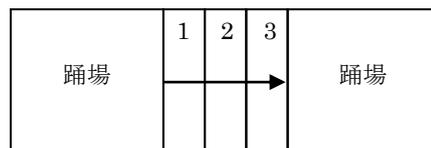
※ 中間踊場

踊場のうち、その階段に通ずる出入口を有さないものをいう。

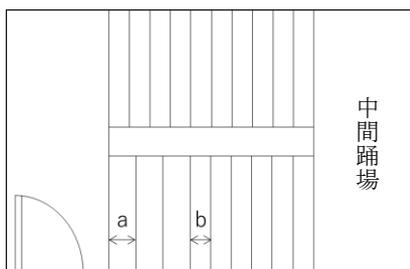
- (2) 転倒防止のため、踊場を連続させない。

※ 踊場を連続させない

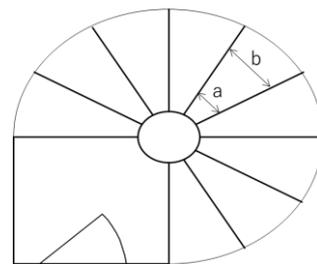
複数の踊場（中間踊場も含む）の間に段数が3以上の階段を有する場合、踊場は連続していない。



- (3) 階段の踏み外し防止のため、踏面及び蹴上げの寸法を各段で一定とする。

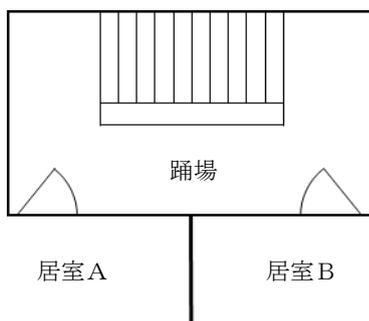


すべての段の踏面の寸法が一定でない



一段の中で踏面の寸法が一定でない

- (4) 避難経路の明確化及び短縮のため、踊場は廊下等を兼ねない。



中間踊場がない。踊場が廊下を兼ねている。

- (5) 令第23条第1項に「……屋外階段の幅は、令第120条又は令第121条の規定による直通階段にあつては90cm以上、……」と規定されている。一方、表の(1)から(3)に該当しないもの(表(4))においては、75cm以上あればよいとされているが、屋外避難階段については、避難上の安全を考慮し90cm以上とする。
- (6) 京都市火災予防条例第52条に基づき、避難階段などの避難口に設ける戸は外開き(避難の方向)とする必要があるため、消防機関と協議すること。

関連項目

- ・京都市火災予防条例運用基準第52条
- ・旧ハンドブック 質2-8 避難階段の形態
- ・旧ハンドブック 質2-11 屋外避難階段の幅

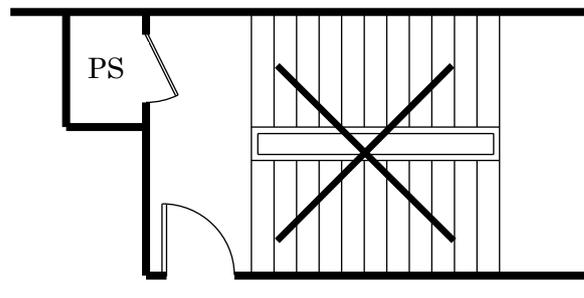
単6-7 避難階段とPS

〔法第35条、令第123条〕

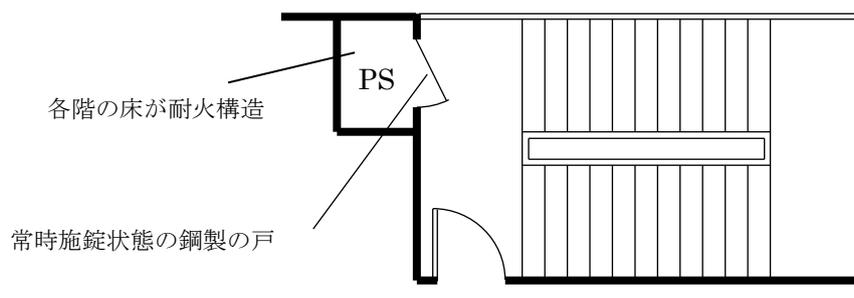
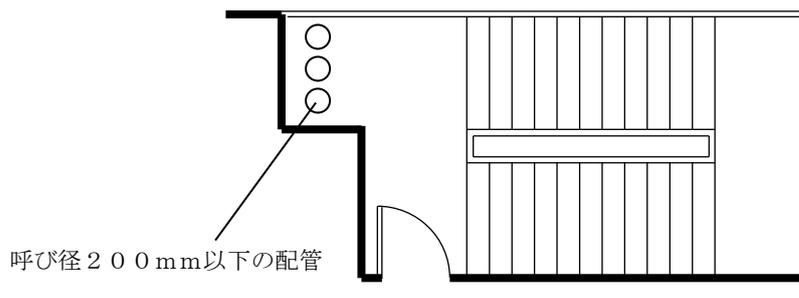
更新：令和5年4月

解釈

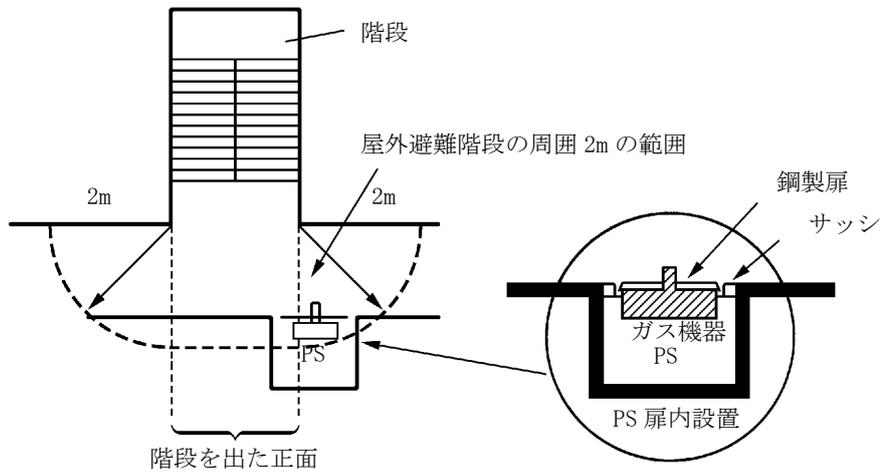
- 1 屋内避難階段の内部に設けるパイプスペース（以下「PS」という。）の点検扉は、倉庫や機械室等の扉と同様に「その階段に通ずる出入口以外の開口部」に該当するため、設けることはできない。



- 2 屋外避難階段の内部には、呼び径200mm以下の不燃材料で造られた給水管、配電管その他の管を設けることができる。PS（PS内の各階の床が耐火構造のものに限る。）を設ける場合で、かつ、常時閉鎖式防火戸として取扱える常時施錠状態の鋼製の戸をPSに設置する点検扉とした場合は、管径は制限されず、また、当該PSの扉部分は、令第123条第2項第1号の開口部に該当しない。



- 3 床及び壁が耐火構造で造られたPSに設けられたPS扉内設置式のガス機器で、排気筒が屋外避難階段を出た正面から外れた位置にあるものは、令第123条第2項第1号の開口部に該当しない。



QA

- Q1 解釈2において、当該PSの点検扉が延焼のおそれのある部分に設置されている場合、点検扉は開口部ではなく外壁として取り扱うのか。
 A1 当該PSの室内に面する面を外壁とみなす。
- Q2 避難階段ではない屋外階段には、解釈3と同様の制限はあるのか。
 A2 建築基準法では制限はないが、京都市火災予防条例第3条第1項第4号により、「炉」にあつては位置の制限などを受けるので留意されたい。

関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「パイプスペース等における点検・検針用の戸の取扱い」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「3-5 屋外避難階段から2m未満（階段室は除く。）のガス機器の設置について」
- ・旧ハンドブック 解4-6 屋外避難階段付近へのガス機器の設置について
- ・旧ハンドブック 質2-9 避難階段とPS

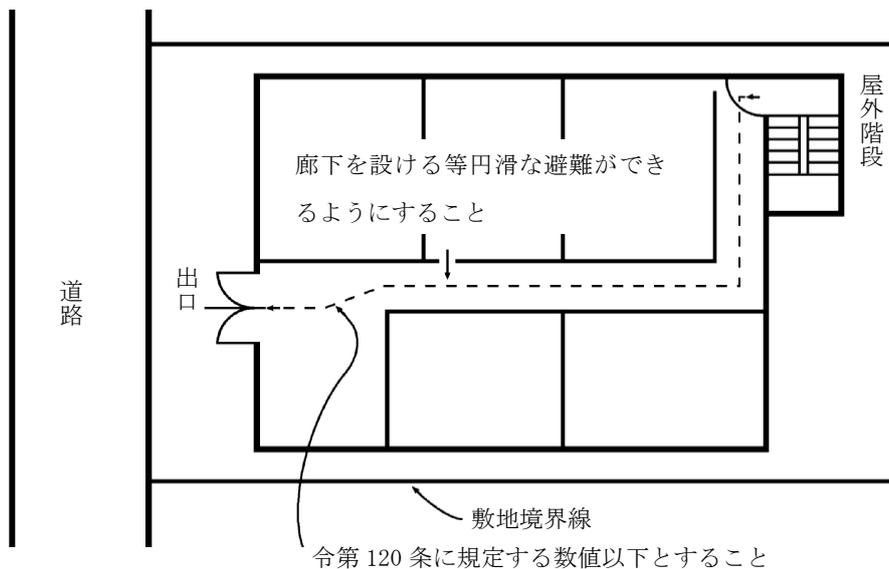
単6-8 屋外への出口

〔法第 35 条、令第 125 条第 1 項、令第 128 条〕

解釈

屋外階段の場合、令第 125 条第 1 項に規定する出口は、屋外階段の地上接地面になる。ただし、次のいずれにも該当するものにあつては、令第 125 条第 1 項の出口は、屋外階段の地上接地面ではなく建築物の出口とすることができる。

- (1) 当該階段が第 123 条の直通階段でないもの
- (2) 当該階段から道等の避難上有効な場所へ通ずる出口の一に至る歩行距離が令第 120 条に規定する数値以下のもの
- (3) 廊下を介して建築物の出口まで避難できるなど円滑な避難ができるもの



関連項目

・旧ハンドブック 解4-3 屋外階段からの避難

単6-9 維持管理上常時鎖錠状態にある出口

〔法第35条、令第125条第1項、令第125条の2第1項第3号〕

更新：平成26年4月、平成30年5月

解釈

令第125条の2第1項第3号で規定する「維持管理上常時鎖錠状態」である出口が火災その他の非常の場合に避難の要に供すべきものである場合、戸の施錠装置は、屋内からかぎを用いることなく開錠できるものとし、かつ、当該戸の近くの見やすい場所にその開錠方法を表示しなければならない。

「維持管理上常時鎖錠状態」とは、建築物内に人が存する時に鎖錠状態にあるものを指し、建築物内に人が存しない場合のみに鎖錠する防犯上等のシャッターは、維持管理上常時鎖錠状態にあるとはならない。

電動シャッター又は重量シャッター等で「維持管理上常時鎖錠状態」になる部分を避難の用に供する場合は、別途、屋内からかぎを用いることなく開錠でき、かつ、当該戸の近くの見やすい場所にその開錠方法を表示した避難が可能な出口を、電動シャッター又は重量シャッター等に併設する必要がある。

関連項目

- ・旧ハンドブック 解4-5 維持管理上常時鎖錠状態にある出口

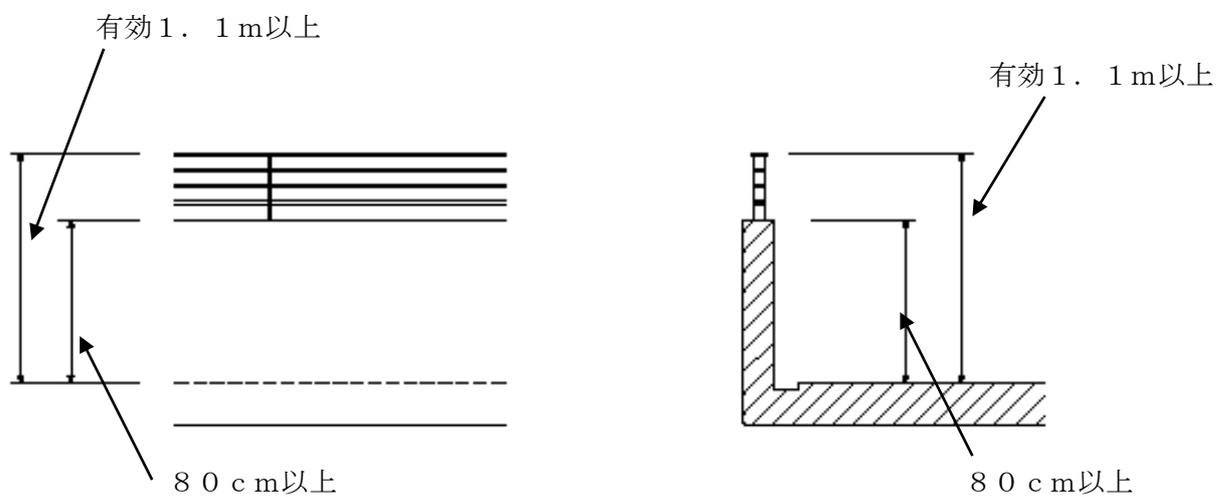
単6-10 バルコニー等に設ける手すりの高さ

〔法第35条、令第126条第1項〕

解釈

高さ80cm未満の位置にある横桟等（たて桟の手すり受は除く。）は、足掛りとなるため、腰壁は80cm以上とされたい。

また、令第126条の適用がなされない建築物についても、2階以上にあるバルコニー等の手すりの高さは、1.1m以上にすることが望ましい。



関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「階段の踊場等における手すりの設置」
- ・旧ハンドブック 質2-12 バルコニー等に設ける手すりの高さ

7 排煙

単7-1 開口部と外部空間の関係

[法第 28 条、法第 28 条の 2、法第 35 条、令第 20 条の 2、令第 20 条の 3、令第 20 条の 7、令第 20 条の 8、令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号、令第 126 条の 3、令第 129 条の 2 の 5]

更新：令和 5 年 4 月

解釈

法第 28 条第 2 項で規定する「換気に有効な部分」、令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号で規定する「開放できる部分」、令第 126 条の 3 で規定する「直接外気に接する排煙口」、令第 129 条の 2 の 5 で規定する「換気上有効な～」の開口部の位置と外部空間との関係は下図のとおりとする。
 なお、開口部が公園、広場、川等の空地又は水面などに面する場合は、この限りではない。

- (1) 法別表第一(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が 500㎡を超えるもの、階数が 3 以上で延べ床面積が 500㎡を超える建築物、延べ面積が 1,000㎡を超える建築物の場合

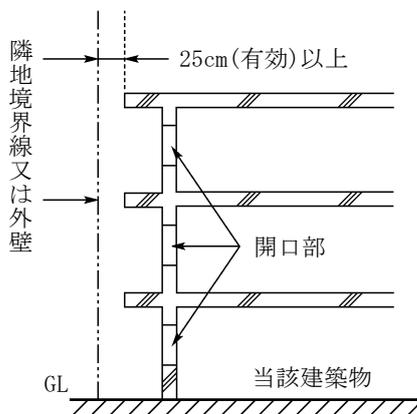


図 1

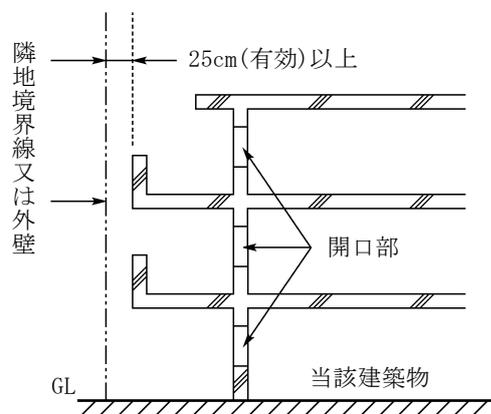


図 2

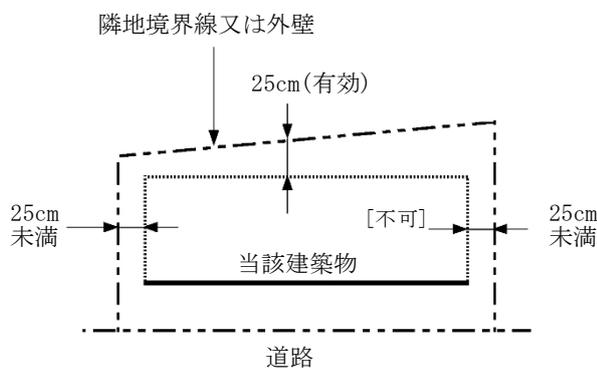


図 3

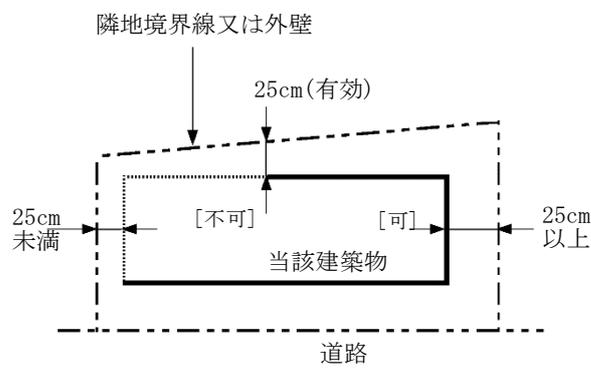


図 4

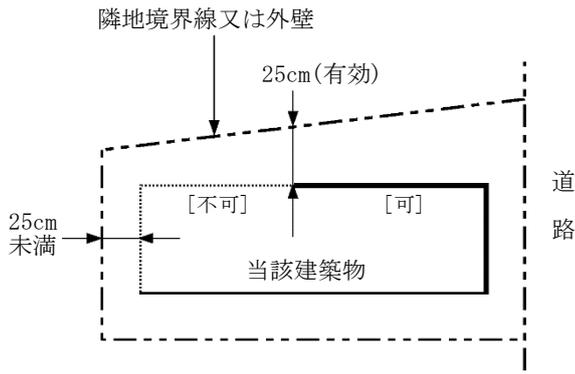


図 5

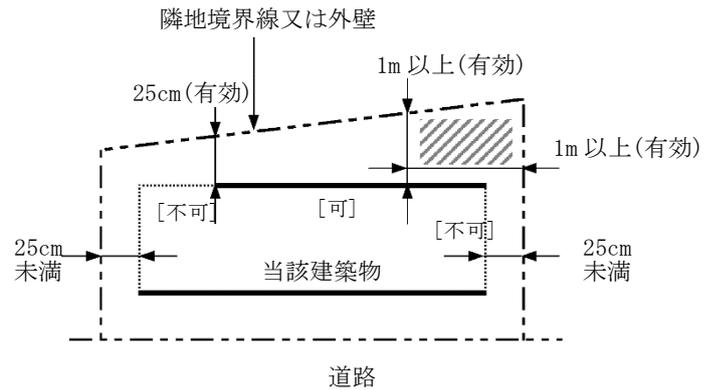


図 6

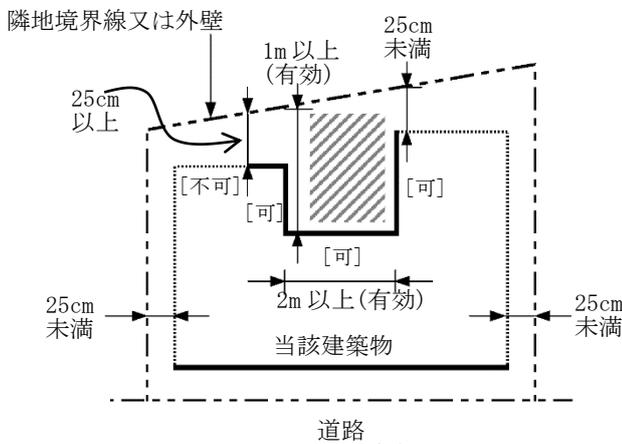


図 7

吹抜けの大きさ (屋外とみなせる条件)
 全ての辺において一边の長さが、対象となる開口部の下端を起点とした高さの 1/5 程度かつ 2m 以上とする。

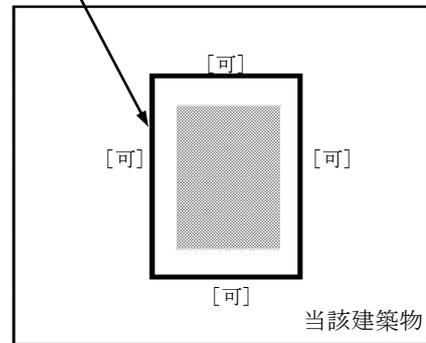
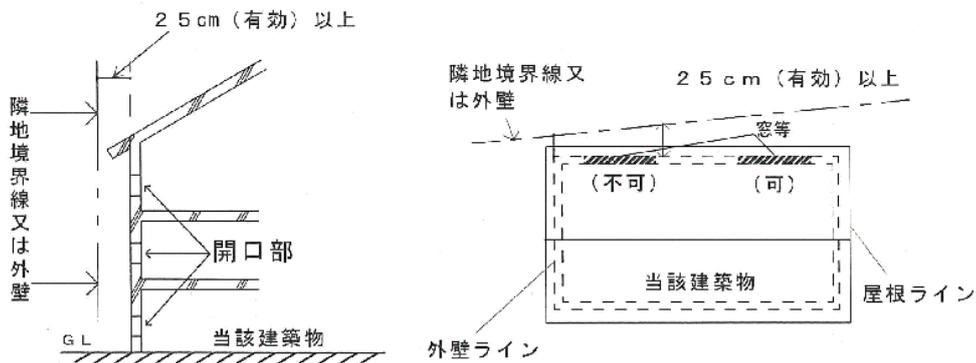


図 8

——— この面にある開口部は有効 - - - - - この面にある開口部は有効ではない // // // 外気に有効な空間

(2) (1) 以外の建築物の場合



関連項目

- ・ 建築設備設計・施工上の運用指針 「4-20 自然排煙口の設置位置と外部空間との関係の取り扱いについて」
- ・ ハンドブック 単2-5 換気上有効な開口部
- ・ 旧ハンドブック 解3-2 換気上有効な開口部
- ・ 旧ハンドブック 解5-1 排煙口の外部空間との関係について

単7-2 天井から下方80cm以内の距離

〔法第35条、令第116条の2第1項第2号、令第126条の3第3号〕

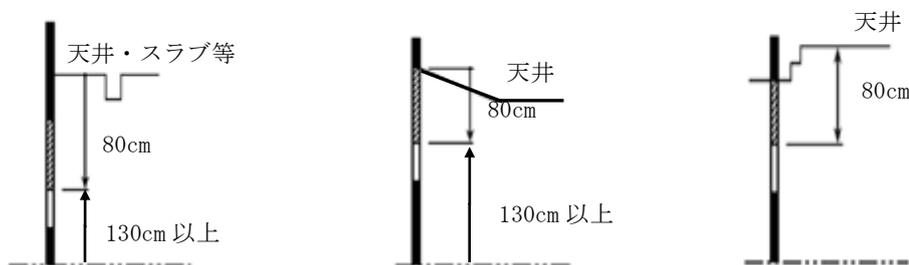
更新：平成26年4月

解釈

令第116条の2第1項第2号、令第126条の3第3号でいう「天井から下方80cm以内の距離」の起点は、原則最も高い天井部分から測ることとする。ただし、天井等の形態が一様でない場合の有効範囲は、下図のとおりとする。

なお、天井から下方80cm以内の距離が床から130cm未満となる部分については、排煙上有効な部分に該当しない。

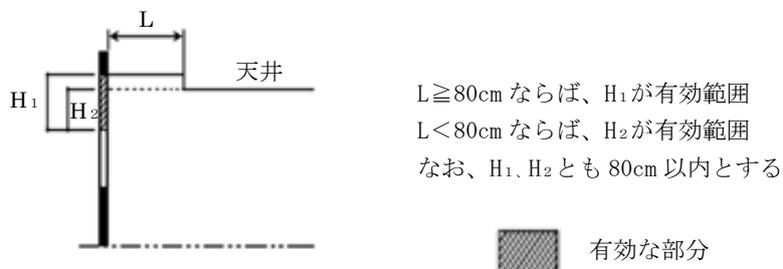
- (1) 原則、天井の一番高い部分から測る。



- (2) 天井等の形態が一様でない場合は、壁の最も高い部分から測る。



- (3) カーテンボックスや装飾天井等、天井の最も高い部分が小規模空間である場合は、小規模な部分はないものとし、天井面から測ることができる。



関連項目

- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 「天井等の形態が一様でない場合の排煙上有効な範囲」
- ・旧ハンドブック 解5-2 天井から下方80cm以内の距離について

単7-3 排煙設備の設置免除

〔法第35条、法第40条、令第126条の2第1項、市条例第33条、市条例第36条〕

更新：平成26年4月、平成28年7月

解釈

- 1 令第126条の2第1項第1号の規定を適用する場合、居室、廊下等の用途の制限はなく、耐火構造又は準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で、床面積100㎡以内ごとに区画すれば全ての部分に排煙設備を設置しなくて良いことになるが、市条例第33条（平成26年10月1日より義務化）で定める建築物の部分については、排煙設備を設けなければならない。

なお、市条例で定める部分以外についても、避難経路（階段部分を除く。）は、その安全性を高めるうえで、排煙設備を設けることが重要であることから、令第126条の2第1項第1号の規定は避難経路には適用すべきではない。

しかしながら、市条例第33条が適用される病院、診療所、ホテル、旅館、児童福祉施設等の避難通路に係るホールの前室や風除室のうち、小規模で避難上支障がないものは「利用者の避難経路となる廊下その他の通路」に当たらない。

市条例第33条で定める建築物の部分

対象となる建築物の用途	病院、診療所、ホテル、旅館、児童福祉施設等（利用者が宿泊の用に供する部分を有するものに限る。）又は老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
対象となる建築物の規模	延べ面積が500平方メートルを超えるもの
排煙設備を設ける必要のある場所	利用者の避難経路となる廊下その他の通路のうち、令第126条の2第1項第1号又は第5号（平成12年5月31日建設省告示第1436号第4号ニに掲げるもの）に該当するもの

※ 市条例 第33条

第33条 病院、診療所、ホテル、旅館、児童福祉施設等（利用者が宿泊の用に供する部分を有するものに限る。）又は老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設の用途に供する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものの利用者の避難経路となる廊下その他の通路のうち令第126条の2第1項第1号又は第5号に該当するもの（別に定めるものに限る。）には、同項ただし書の規定にかかわらず、排煙設備を設けなければならない。

（注）「別に定めるもの」とは、平成12年建告第1436号第4号ニに掲げるものとする。

2 令第126条の2第1項第2号の「学校等」については、用途間区画等で他の部分と区画された建築物の部分であって、専らその用途のみに使用される場合に適用できるものとする。

なお、スポーツの練習場であっても、その利用形態等から見て、遊技場等の他の用途に供する部分と一体とした利用が想定される建築物又は建築物の部分には、適用できない。

関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「令第126条の2第1項ただし書第二号（学校等）」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-2 令第126条の2第1項ただし書き第二号に規定する「学校等」の取り扱いについて」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-6 平12建告第1436号の概要について」
- ・旧ハンドブック 解5-3 排煙設備の設置について
- ・旧ハンドブック 質2-13 排煙設備の設置免除の制限
- ・旧ハンドブック 質2-33 避難経路に係る風除室等の取扱い

単7-4 排煙方式が異なる異種排煙の区画

〔法第35条、令第126条の2第1項、令第126条の3第1項第1号、平成12年建告第1436号第4号ニ〕

追加：平成28年7月 更新：令和5年4月

解釈

1 告示適用室と隣室との区画

平成12年建告第1436号第4号ニを適用する室又は居室の当該室から見た区画は、下表のとおりとする。

なお、隣室が自然排煙又は機械排煙の場合は、隣室との間に防煙区画が必要である。

また、隣室が機械排煙の場合は、機械排煙との異種排煙による防煙間仕切りを考慮している。

		平12年建告第1436号第4号ニ				
		(1)室	(2)室	(3)居室	(4)居室	
告示規定	床面積等	—	100㎡以下	100㎡以内ごとに準耐火構造	100㎡以下	
	内装制限	準不燃仕上げ	—	準不燃仕上げ	下地・仕上げ共不燃	
隣室との防煙区画	隣室が自然排煙または排煙不要室	壁等	間仕切壁	防煙間仕切壁	準耐火間仕切壁	防煙間仕切壁
		開口部	防火設備又は戸、扉 ※1	防煙垂れ壁	防火設備	防煙垂れ壁 ※3
	隣室が機械排煙	壁等	防煙間仕切壁	防煙間仕切壁	準耐火間仕切壁	防煙間仕切壁
		開口部 ※2	防火設備又は自閉式戸 ※1	自閉式戸	防火設備	自閉式戸

※1 (1)室のうち、居室又は避難経路に面する開口部は、防火設備とする。それ以外の部分の開口部は、戸又は扉を設ける。

※2 隣室が機械排煙のため防煙垂れ壁が必要で、戸又は扉は自閉式戸とする。

なお、防火設備又は自閉式不燃戸を設置する場合、戸又は扉の上部の垂れ壁は30cm以上とすることができる。

※3 居室又は避難経路に面する開口部は、自閉式不燃戸(扉上部の垂れ壁は30cm以上)とすべきである。

2 自然排煙と機械排煙との防煙区画

自然排煙と機械排煙とは、排煙の方式が異なることから、防煙垂れ壁を介して異種排煙を行うことは認められず、防煙間仕切壁を設けなければならない。出入口の戸を設ける場合は、上部に防煙垂れ壁を設けて自閉式戸とする。

なお、防火設備又は自閉式不燃戸を設けた場合は、戸の上部垂れ壁は30cm以上とすることができる。

QA

Q1 自然排煙や機械排煙とした部分の隣室が平成12年建告第1436号第4号ニを適用する室又は居室の場合、自然排煙又は機械排煙とした部分から見た区画は必要となるか。

A1 自然排煙の場合、煙の拡散を防止するため、垂れ壁等による区画が必要である。

また、機械排煙の場合、排煙機に求められる一定以上の排出能力は、防煙区画部分の床面積に応じて定まることになるので、算定基準に影響を与えないように、防煙間仕切り壁等による防煙区画が必要である。

Q2 ホテルの客室など令第126条の2第1項第1号に規定する部分が、平12年建告第1436号第4号ニを適用する室若しくは居室又は自然排煙若しくは機械排煙とした部分に隣接する場合、令第126条の2第1項第1号に規定する部分から見た区画はどう考えるのか。

A2 令第126条の2第1項第1号に規定する部分は、この項目において、平12年建告第1436号第4号ニを適用する室又は居室と同様に考える。

関連項目

- ・建築基準法質疑応答集 「防煙区画の設置」
- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 「排煙方式が異なる異種排煙の区画」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-10 平12建告第1436号第四号ニ（2）の取り扱いについて」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-11 平12建告第1436号第四号ニ（4）の取り扱いについて」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-13 平12建告第1436号第四号ニの概要と開口部の取り扱いについて」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-19 防煙垂れ壁により防煙区画されている部分の排煙上有効な開口部について」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-23 防煙区画に設ける出入口について」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-28 自然排煙と機械排煙相互間の防煙区画について」
- ・旧ハンドブック 質2-34 平12告1436号第4号ニについて

単7-5 防煙区画

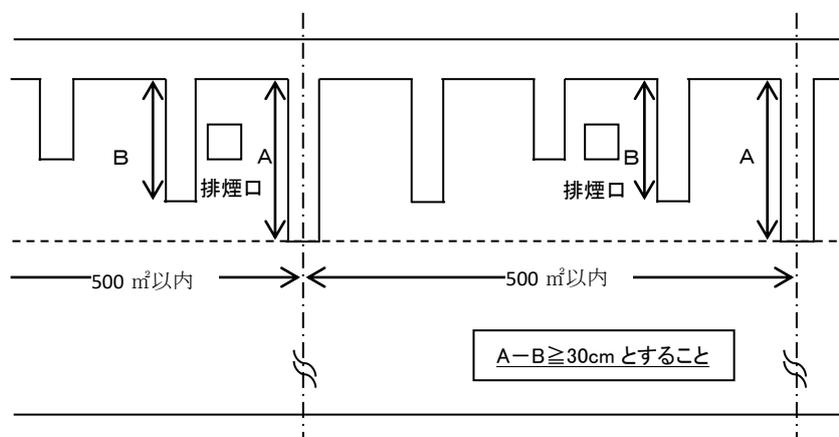
〔法第35条、令第126条の2、令第126条の3〕

追加：平成28年7月 更新：令和5年4月

解釈

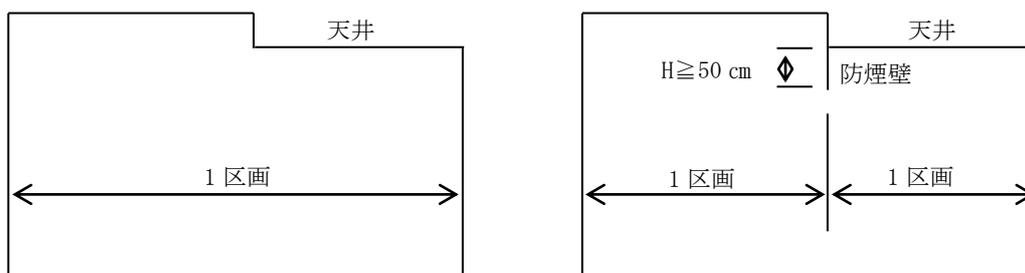
1 防煙壁の突出の長さが異なる場合

防煙区画については、床面積500㎡以内ごとに固定防煙壁を設け、排煙口を防煙壁の下端より上部に設置する場合は、防煙壁で囲まれた各々に排煙口を設ける必要はないものとする。ただし、原則として $A - B \geq 30 \text{ cm}$ とすること。



2 天井の高さが異なる場合

天井の高さが異なる場合の防煙区画については、下図のようになる。



3 可動式防煙壁は、煙感知器連動型及び手動降下装置付としなければならない。

また、機械排煙の場合は、効果的に機能させる必要があるため、排煙口と連動した可動式防煙壁とされたい。

4 防煙壁にガラスを使用する場合は、網（線）入りガラスとされたい。それ以外のガラスを使用する場合は、その性能が網（線）入りガラスを使用した防煙壁と同等程度以上の強度及び安全性を有するものとされたい。

5 竪穴区画（吹抜き、階段、エスカレーター昇降路等）には、常時閉鎖式防火戸又は煙感知器

連動防火戸等を設置することになるが、火災時に煙感知器が早期に煙を感知できるよう、また、上方への漏煙が少なくなるよう、堅穴区画部分に近接して30cm以上の固定の防煙壁を設けられたい。

- 6 防煙間仕切壁（不燃材料で造り、又は覆われた間仕切壁）の一部に開口部を設ける場合は、開口部の上部に壁面部分が50cm以上必要だが、開口部を常閉不燃戸（常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式のもので、不燃材料で造り、又は覆われた戸）にした場合は、壁面部分を30cm以上にすることができる。

QA

Q1 防煙区画又は防火区画をダクトが貫通する場合 SD 又は SFD を求められるか。

A1 建築設備設計・施工上の運用指針を参考に検討すること。

関連項目

- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「2-31 異種用途区画を貫通するダクトに設ける防火ダンパーについて」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-23 防煙区画に設ける出入口について」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-24 防煙壁（防煙垂れ壁）の使用材料について」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-25 可動防煙垂れ壁の作動について」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-26 吹抜き及びたて穴部分の防煙区画の取り扱いについて」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-27 梁が天井面に多数ある場合の防煙区画の取り扱いについて」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-28 自然排煙と機械排煙相互間の防煙区画について」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-31 防煙区画を貫通する換気・空調ダクトの煙感連動ダンパーの取り扱いについて」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-32 排煙ダクトの防火区画貫通に関する取り扱いについて」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「6-16 防火設備（随時閉鎖式）の連動用感知器の設置位置等について」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「6-25 可動防煙垂れ壁の感知器連動について」
- ・建築物の防火避難規定の解説 「防煙区画の仕様」
- ・建築物の防火避難規定の解説 「防煙たれ壁に使用するガラスの取扱い」
- ・建築物の防火避難規定の解説 「可動防煙たれ壁の取扱い」
- ・旧ハンドブック 解5-4 防煙区画について
- ・旧ハンドブック 質2-14 防煙壁

単7-6 排煙設備の構造

[法第35条、令第126条の3]

更新：令和5年4月

解釈

- 1 排煙口の開口部がクレセント等で容易に手で開くことができる場合（クレセント等の取付高さは $80\text{cm} \leq H \leq 180\text{cm}$ とすること）には、特に手動開放装置及びその使用方法の表示をしなくてもよい。
- 2 手動開放装置の構造は、単一動作（レバーを引く、釦を押す、チェーンを引く等動作のことをいう。また、ハンドル等の回転動作の場合には、1回転以内とすること。）により操作できるようにされたい。
- 3 1つの防煙区画において直接外気に接する排煙口と排煙機を設置する場合には、そのいずれか一方の設備により排煙能力を確保しなければならない。
- 4 排煙機の駆動方式をディーゼルエンジン及び常用電源で作動する電動機の両用駆動とした場合は、予備電源を設けないことができる。
- 5 「中央管理室における監視」とは、排煙設備の制御及び作動状態を監視するものであり、手動開放装置による自然排煙設備の作動状態も中央管理室で監視できるものでなければならない。
- 6 排煙風道（排煙主ダクトを除く。）が防火区画を貫通する部分には、原則として防火ダンパー（HFD）を設けられたい。防火ダンパーは、排煙時には作動せず、火災温度（ 280°C 程度）により作動するようにされたい。
- 7 排煙機の設置室は、耐火構造若しくは準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備によって区画されたい。

関連項目

- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-16 令126条の3の手動開放装置について」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-32 排煙ダクトの防火区画貫通に関する取り扱いについて」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-35 排煙機の設置場所について」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「4-36 内燃機関による排煙設備の取り扱いについて」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「6-13 排煙設備及び関連設備の制御と監視について」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「6-20 内燃機関により駆動される排煙設備の取り扱いについて」
- ・旧ハンドブック 解5-5 排煙設備の構造について
- ・旧ハンドブック 質2-16 排煙設備の構造

8 その他避難施設等

単8-1 非常用の照明装置

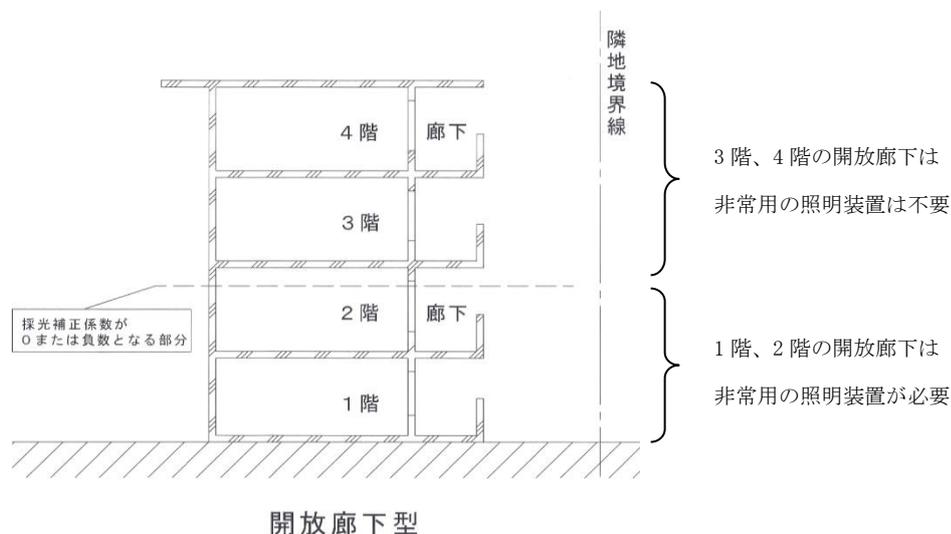
〔法第 35 条、令第 126 条の 4、令第 126 条の 5、平成 12 年建告第 1411 号、市条例第 10 条、第 12 条〕

更新：令和 5 年 4 月

解釈

1 令第 126 条の 4 第 1 項で規定する「採光上有効に直接外気に開放された通路」とは、開放廊下又は開放階段（以下「開放廊下等」という。）で、次の(1)、(2)のいずれかの要件を満足するものをいう。

(1) 開放廊下等に設けられた開口部が、ほぼ全体にわたって採光に有効な部分（令第 20 条第 1 項の規定による採光補正係数が正数となる部分）に該当しており、排煙上支障のない状態で外気に直接開放されているもの（下図参照）



(2) 開放廊下等の外気に有効に開放(※)されている部分の高さが 1.1 m 以上であり、かつ、天井の高さの 1/2 以上であるもの

※ 外気に有効に開放

隣地境界線からの距離が有効 1 m（商業地域及び近隣商業地域は 50 cm）以上、同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分からの距離が有効 2 m 以上であること。

なお、共同住宅の開放廊下等においては、用途地域によらず隣地境界線からの距離を有効 50 cm 以上とすることができる。

2 令第 126 条の 4 第 2 号で規定する「その他これらに類する居室」には、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム等の入所者が使用する寝室を含むものとする。

- 3 令第126条の4第4号（平成12年建告第1411号）の適用にあたっては、下記のとおりとする。
- (1) 居室であること（廊下等の避難経路には適用できない。）。
 - (2) 平成12年建告第1411号を適用した居室であっても、その中に別の居室の避難経路がある場合は、その避難経路部分には非常用の照明装置が必要である。
 - (3) 学校及び学習塾の所定の建築物の部分で平成12年建告第1411号を適用した部分は、市条例第10条及び第12条の適用にあたり、照明装置の設置を通常要する部分と見なさない。
- 4 居室や廊下の隅角部分や柱等によって陰になる部分等で避難行動上の支障とならない部分は、令第126条の5で規定する床面（被照面）から除くことができる。

関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「非常用の照明装置の設置不要部分」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「5-1 令第126条の4の「採光上有効に直接外気に開放された通路」について」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「5-4 平12建告第1411号の取り扱いについて」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「5-5 学校、スポーツ施設等の取り扱いについて」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「5-10 照度について」
- ・旧ハンドブック 解5-6 非常用の照明装置

単8-2 非常用の進入口が面する道又は通路

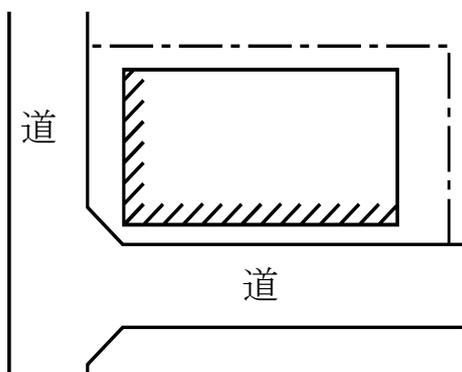
[法第35条、令第126条の6、令第126条の7]

追加：平成26年4月

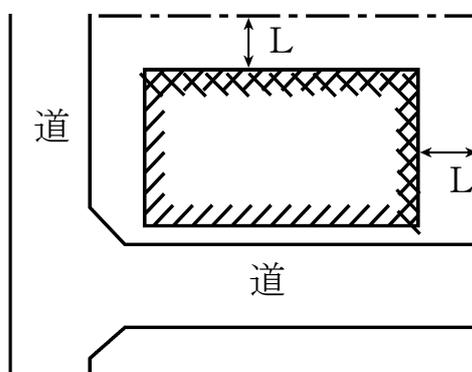
解釈

- 1 「道（※）又は道に通ずる幅員4.0m以上の通路……に面する」とは、道又は通路のうち、どちらかに面すればよいものとする。【図1～図4参照】

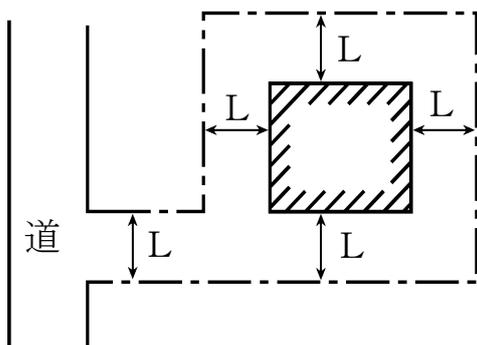
※ 道
都市計画区域内においては、法第42条で規定する道路をいう。以下本項目において同じ。



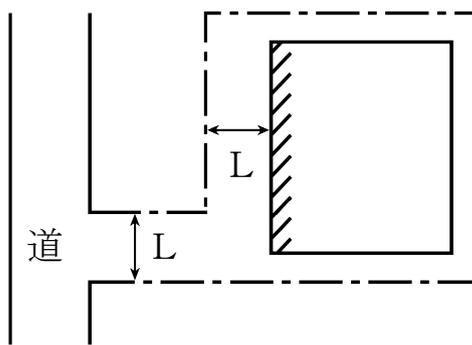
【図1】



【図2】



【図3】



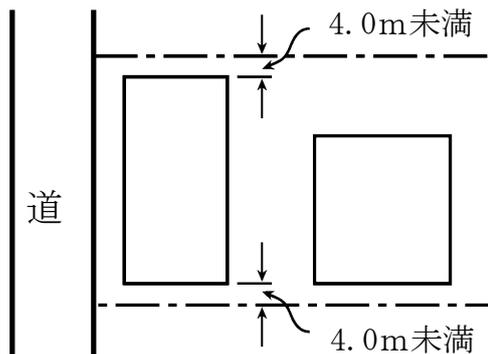
【図4】

L=4.0m以上の通路 =進入口または進入口に代わる開口部を必要とする外壁

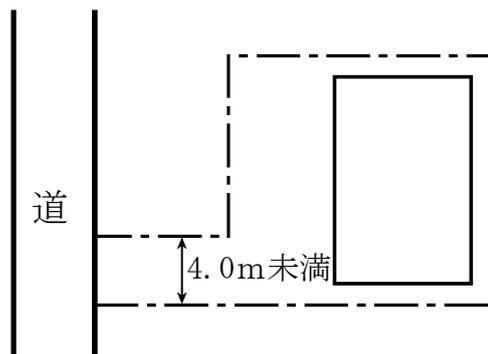
※ 【図2】のケースにおいては、道に面する側（部分）もしくは、通路に面する側（部分）いずれか一方に設ければよい。

2 道又は通路に面しない3階以上の建築物は、平成5年12月13日付建設省事務連絡「非常用の進入口の設置規定における路地状敷地の取扱いについて」に適合するものを除き、建築することができない。【図5、図6参照】

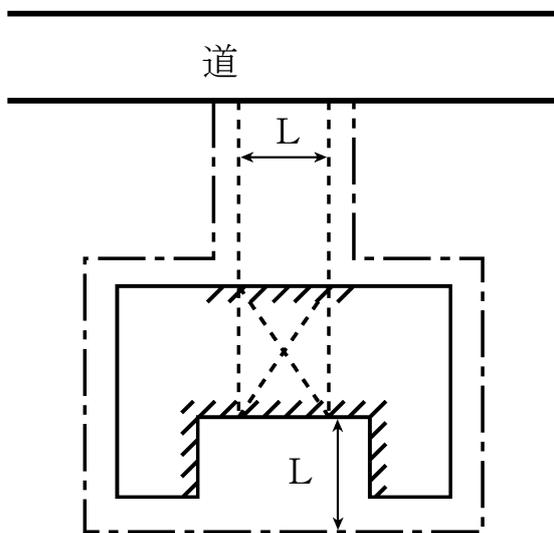
ただし、幅員4.0m以上のトンネル通路であって消防活動上支障がない場合においては、「道又は道に通ずる幅員4.0m以上の通路に面する」ものとして建築することができる。【図7、図8参照】



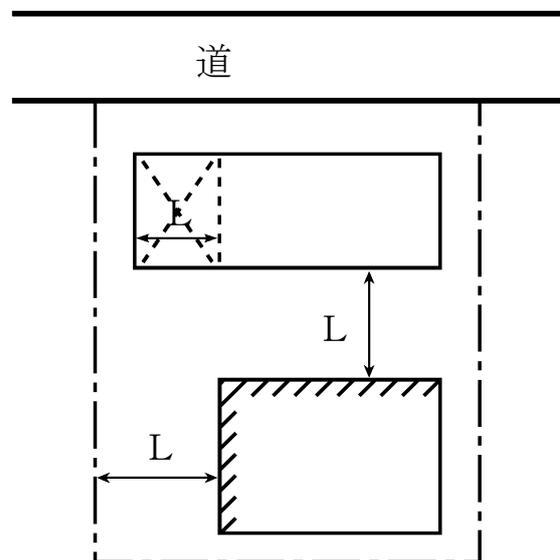
【図5】※不可



【図6】※不可



【図7】



【図8】

L=4.0m以上の通路、=トンネル通路、高さは4.0m以上

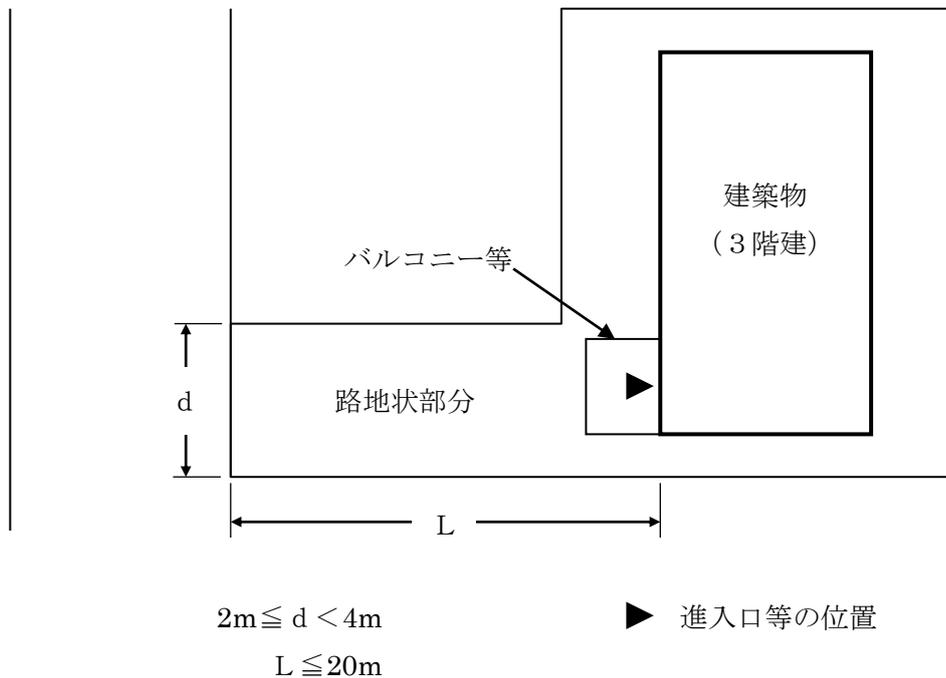
=進入口または進入口に代わる開口部を必要とする外壁

QA

Q1 平成5年12月13日付建設省事務連絡「非常用の進入口の設置規定における路地状敷地の取扱いについて」において、「道から非常用の進入口等までの延長が20m以下であること」とあるが、その延長の取り方はどのように考えるのか。

A1 当該延長は、道から非常用の進入口又は令第126条の6第2号に規定されている開口部（以下「非常用の進入口等」という。）までの距離となる。

したがって、非常用の進入口等に付随するバルコニーその他これらに類するものまでの距離が20m以下であっても、非常用の進入口等までの距離が20mを超えていれば、本事務連絡の対象とはならない。



関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「路地状敷地の非常用の進入口の取扱い」
- ・旧ハンドブック 解4-9 非常用の進入口
- ・旧ハンドブック 質2-35 路地状敷地の非常用の進入口の取扱い

単8-3 非常用の進入口及び代替進入口の屋外からの進入を妨げる構造

[法第35条、令第126条の6、令第126条の7]

追加：平成26年4月 更新：令和5年4月

解釈

進入口にかわる開口部で令第126条の6第1項第2号にいう「屋外からの進入を妨げる構造を有しないもの」及び進入口で令第126条の7第1項第4号にいう「破壊して室内に進入できる構造」とは、「消防用設備等運用基準（京都市消防局）基準4 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準」の「3 規則第5条の3第2項第3号の規定に適合する開口部として取り扱うことができるもの」の“(1)～(2)及び第4-1表”を満たす構造とすること。

QA

Q1 クレセント付の窓等のみで認められているガラスを複層ガラスとして使用する場合はどのように取り扱うか。

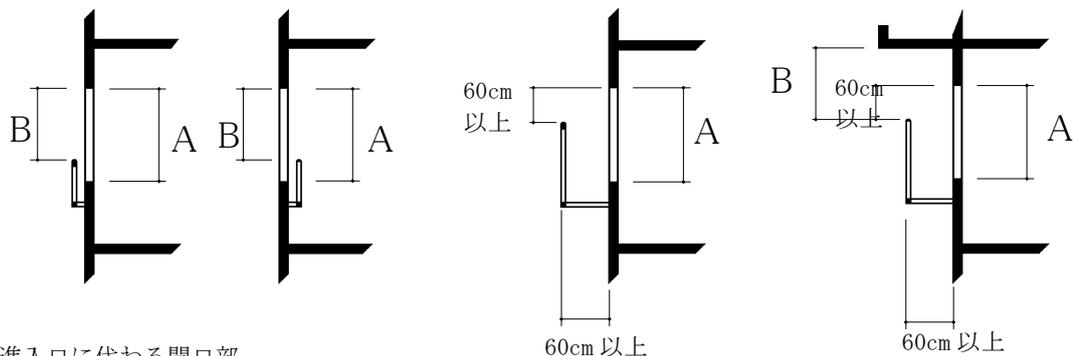
A1 窓の形態をクレセント付等とし、ガラスを部分破壊し、クレセント開錠することで進入できるものとする（有効寸法はクレセント開錠後の開口寸法とすること）。

なお、合わせガラスを複層ガラスとして使用することはできない。

Q2 進入口又は進入口に代わる開口部に、広告物等を設けることは可能か。

A2 進入の障害となる広告物・看板、日除け・雨除け、ネオン管等は進入口又は進入口に代わる開口部に設けてはならない。ただし、固定した目隠し格子等で破壊が容易なものは使用できる。

なお、手すりを設ける場合は下図の通り。



- A 進入口に代わる開口部
 B 直径1.0m以上の円が内接できるもの又は高さが1.2m以上で幅が75cm以上のもの
 (図は、すべて有効寸法を示す。)

Q3 進入口に代わる開口部にシャッターを設けることは可能か。

A3 下記の条件を全て満たすもののみ設置可能である。

- ① 地階を除く階数が3以下であること。
- ② 3階部分が住宅の用途にのみ供されるものであること（共同住宅その他の特殊建築物は除く。）。
- ③ 次の条件を満足する軽量シャッターであること。
 - ・ スラットの板厚が1mm以下のもの
 - ・ 屋外から容易に開放できるもの（消防隊が特殊な工具を用いることなく開錠できる又は部分破壊し、その後工具なしに開放できるもの）
 - ・ 防犯用でないもの

関連項目

-
- ・ 建築物の防火避難規定の解説 「代替進入口の「進入を妨げる構造」の取扱い」
 - ・ 消防用設備等運用基準（京都市消防局）基準4 「避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準」
 - ・ 旧ハンドブック 解4-9 非常用の進入口

単8-4 非常用の進入口と代替進入口

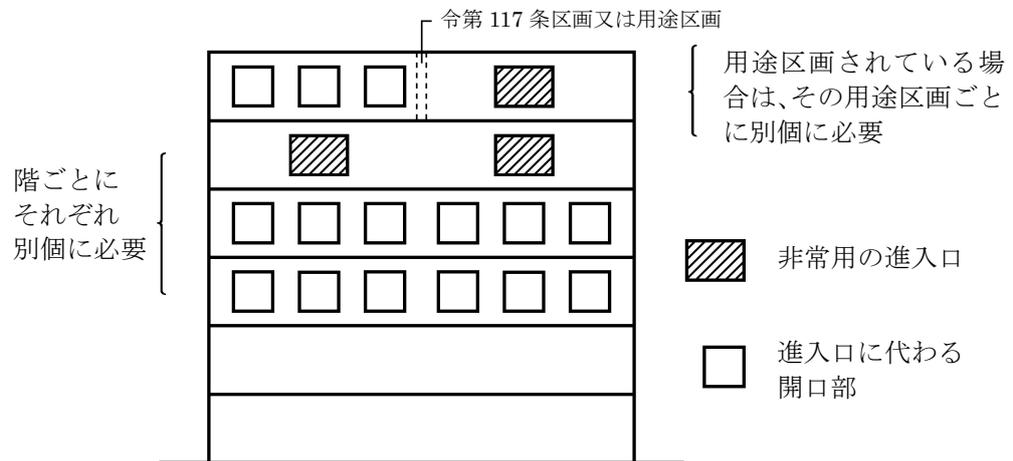
〔法第35条、令第126条の6、令第126条の7〕

追加：平成26年4月

解釈

非常用の進入口と進入口にかわる開口部は、同一階で併設できない。ただし、避難経路が用途ごとに異なる場合や令第117条第2項第1号に規定する区画がある場合は、下図のとおりとすることができる。

また、2以上の外壁面が、道又は道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地に面する場合、同一階であっても各面ごとに進入口に代わる開口部又は進入口が設置できる。



関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「非常用の進入口又は代替進入口の配置」
- ・旧ハンドブック 解4-9 非常用の進入口

単8-5 敷地内の通路

〔法第35条、令第128条〕

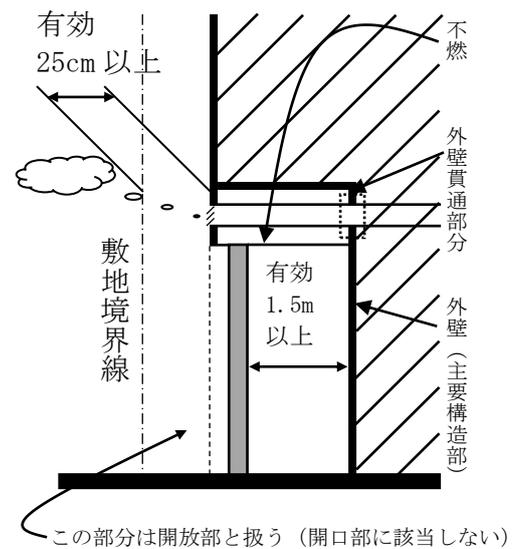
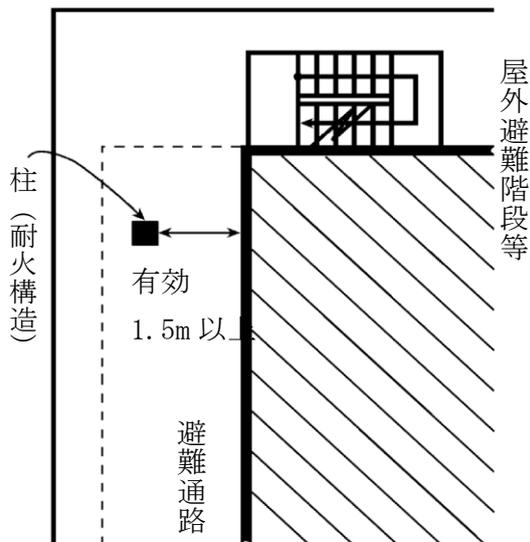
更新：平成26年4月、平成30年5月、令和5年4月

解釈

令第128条に規定する敷地内通路は、原則として、屋外で屋根等のない通路とする必要がある。ただし、以下に該当する場合は、建築物の部分に設けることができる。

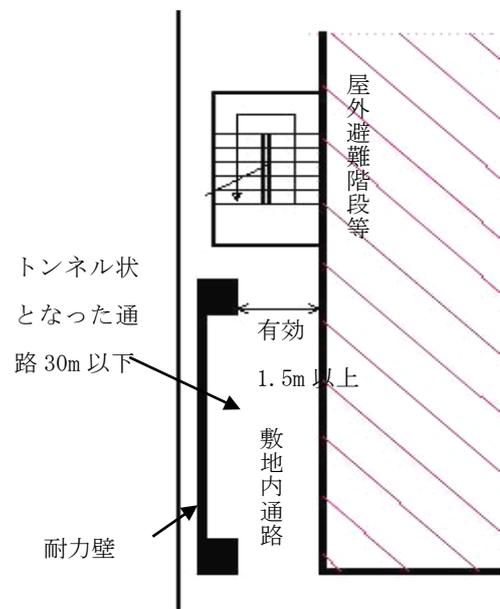
なお、敷地内の通路の幅員（柱や避難上有効なバルコニーに設けられたハッチからのタラップ等の障害物を除く幅員）は、有効1.5m以上（階数が3以下で延べ面積200㎡未満の建築物については0.9m以上）確保されている必要がある。

- 1 通路の外気に面する部分の全面が開放されていて（ピロティー形状）、以下のいずれにも該当する場合
 - (1) 専ら通路として使用され、通路に扉などの閉鎖的な設備が設けられていないこと。ただし、次に掲げる管理用の扉は設けることができる。
 - ア 容易に開放できるもの
 - イ 通路の幅員以上の有効幅があるもの
 - ウ 通気性があるもの
 - エ 見通しがきくもの
 - (2) 通路となる建築物の部分の主要構造部を耐火構造とすること。
 - (3) 通路の壁、天井の下地及び仕上げを不燃材料とすること。
 - (4) 通路には、原則として開口部を設けないこと。ただし、次に掲げる用途上やむを得ないものを除く。
 - ア 火災の恐れのない機械室（電気室を除く。）で、令第112条第19項第2号に規定する特定防火設備を設置したもの
 - イ 廊下、ロビー（通行の用のみに供するもの。）の出入口で、屋内側の内装が下地仕上共に不燃材料とし、かつ、令第112条第19項第2号に規定する特定防火設備を設置したもの。
 - ウ 吹出口が通路上部の外壁面より突出した換気ダクト（通路部分に吹出口がないもの）で、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 外壁貫通部分に防火防煙ダンパーが設けられているもの
 - (イ) 外壁貫通部分に防火ダンパーが設けられ、かつ鉄製で鉄板の厚さが0.8mm以上のもの
 - (ウ) 鉄製で鉄板の厚さが1.5mm以上のもの
 - (5) 駐輪場を設ける場合は、建物の外壁に沿って設け、自転車専用とし、ラック式とすること。



2 1の外気に面する部分に壁(耐力壁に限る。)を設ける必要がある場合

- (1) 専ら通路として使用され、通路に扉などの閉鎖的な設備が設けられていないこと。
- (2) 通路となる建築物の部分の主要構造部を耐火構造とすること。
- (3) 通路の壁及び天井の下地及び仕上げを不燃材料とすること。
- (4) 通路には、開口部を設けないこと。
- (5) 通路には、駐輪場を設けないこと。
- (6) 屋外避難階段又は令125条第1項の出口から道路が見渡せること。
- (7) トンネル状となった通路の長さが30m以下とすること。
- (8) トンネル状となった通路部分の面積に対し、50分の1以上の排煙上有効な開放部を当該トンネル状となった通路の出入口で確保すること。
- (9) 非常用照明装置を設置すること。
- (10) 天井高さは2.1m以上とすること。



QA

Q1 容易に開放できる門扉とは、具体的にどのようなものか。

A1 建築物の防火避難規定の解説「屋外への出口等に設ける電子錠」の取扱いに準じたものとし、引き戸も含まれる。

Q2 通路の外気に面する部分に雑2-1及び雑2-2で示されている格子やルーバー等を設け

てもよいか。

A2 設けられない。

関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「敷地内の通路の取扱い」
- ・建築物の防火避難規定の解説 「屋外への出口等に設ける電気錠の取扱」
- ・ハンドブック 総3-14 敷地内の通路
- ・ハンドブック 単4-5 木三共の避難上有効なバルコニー
- ・ハンドブック 単6-4 避難上有効なバルコニー
- ・旧ハンドブック 解4-4 敷地内の通路

9 内装制限

単9-1 床面積が50㎡を超える居室

[法第35条の2、令第128条の3の2]

解釈

ふすま、障子その他随時開放することができる建具で仕切られた、1室利用が可能な形態を有する連続した居室は、その床面積の合計をもって「床面積が50㎡を超える居室」であるか否かを判断するものとする。

関連項目

・旧ハンドブック 解1-2 床面積が50㎡を超える居室

10 建築設備等

単10-1 飲料用給水タンク等の安全上及び衛生上支障のない構造

〔法第36条、令第129条の2の4第2項第6号、昭和50年建告第1597号〕

解釈

昭和50年建告第1597号第1第2号イ(1)の規定にある、給水タンク又は貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造は、以下のようにされたい。

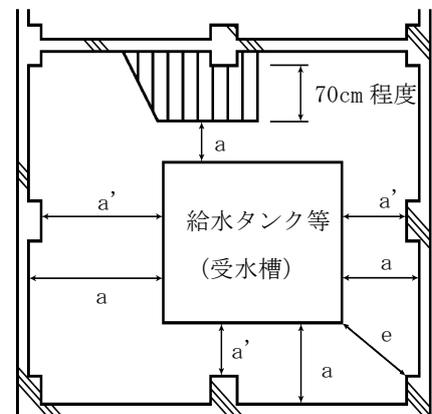
(1) 空き寸法

$a \geq 60 \text{ cm}$

$b \geq 100 \text{ cm}$

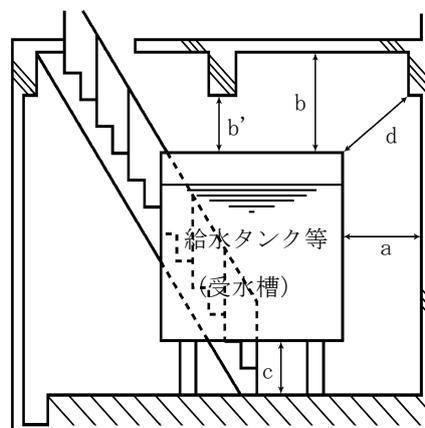
$c \geq 60 \text{ cm}$

$a', b', d, e \geq 45 \text{ cm}$ (保守点検に支障のない距離)



(2) 地下受水槽室、塔屋屋上の安全対策及びそこに至る通路

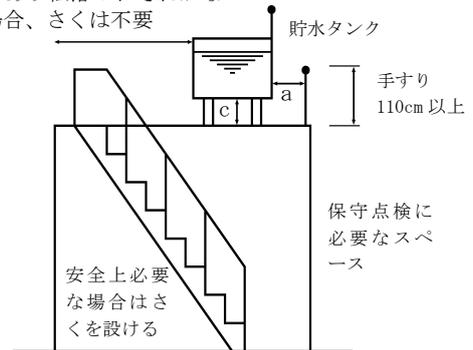
ア 給水タンク等(受水槽)を地下に設ける場合は、幅70cm程度、けあげ23cm以下、踏面15cm以上の階段を設けられたい。ただし、高低差1m程度の場合及びポンプ、制御盤等がなく、この部分が床面積に算入されない場合は、タラップでも可とする。



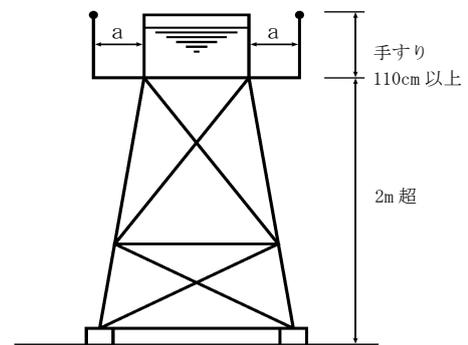
イ 貯水タンクを塔屋及び屋上に設置する場合は、タンク周囲に保守点検に必要なスペース及び転落防止用さくを設けるとともに、屋上及び塔屋屋上に昇降するための階段（受水槽の階段に準ずる。）を設けられたい。ただし、屋内から屋上へ出る場合に限り収納式階段でも可とする。

なお、この階段が共同住宅等で子供が登るおそれがある場合は、危険がないような構造とされたい。

1mを超える保守点検スペースがあり転落のおそれがない場合、さくは不要



ウ 貯水タンクを屋上等に高さが2mを超える架台を設けて設置する場合は、タンクの周囲に保守点検に必要なスペース及び転落防止用さくを設けた歩廊を設けられたい。



エ 受水槽に至る経路については、住戸やテナント等を経由しない経路（幅60cm程度）を設けられたい。

オ 屋外設置の地上型受水槽の点検のための寸法、受水槽に至る経路、階段については、ア～エに準じられたい。

関連項目

- ・ 建築設備設計・施工上の運用指針 「1-10 給水タンク棟の保守点検スペースについて」
- ・ 給排水設備技術基準・同解説
- ・ 旧ハンドブック 質2-19 飲料用給水タンク等の安全上及び衛生上支障のない構造

単10-2 エレベーターの種別(用途・構造)と設置条件

[法第20条、法第34条第1項、令第129条の3、令第129条の5、令第129条の6、令第126条の7、令第126条の10、令第126条の11]

更新：平成28年7月

解釈

エレベーターの設置に当たっては、使用方法に応じて適切な種別を選択すること。

(1) 乗用エレベーター、荷物用エレベーター及び人荷共用エレベーター

設置できる建築物の用途に制限はない。

荷物用エレベーターは、専ら荷物を輸送することを目的とするもので、荷役者又は運転者以外の人の利用はできない。したがって、一般乗客が利用する場合は、乗用エレベーターを併設するか、人荷共用エレベーターを計画されたい。

(2) 寝台用エレベーター

寝台用エレベーターは、ストレッチャー等に乗せた人の輸送が主な目的であり、積載荷重の基準が乗用エレベーターの場合の半分程度に設定され、通常の人員輸送には適していない。そのため、寝台用エレベーターが設置できる建築物の用途は、寝台やストレッチャーを日常的に使用する施設（病院、診療所（患者の収容施設があるもの）、老人保健施設、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、重症心身障害児施設など）とされている。

なお、多数の乗客が集中するおそれのある場合は、乗用エレベーターを併設するなど、使用状況に応じたエレベーターの設置を行われたい。

(3) 自動車運搬用エレベーター

使用目的が自動車を輸送することであるため、設置できる建築物の用途は、自動車車庫、自動車修理工場等に限定され、自動車の運転手以外の人及び自動車以外の荷物の運搬をすることはできない。

なお、荷物を載せた車両を積載することが予想されるエレベーターは、荷物用とされたい。

(4) ホームエレベーター（平成12建告第1413号第1第6号に規定するエレベーター）

ホームエレベーターは、かごが住戸内のみを昇降するエレベーターとされているため、住宅以外の用途の建築物には設置することができない。複合用途の建築物の場合は、住宅専用の部分以外にかごの出入口を設けることはできず、住宅の部分が他の用途の部分と明確に区画されている必要がある。

関連項目

- ・昇降機技術基準の解説
- ・旧ハンドブック 質2-20 エレベーターの種別（用途・構造）と設置条件

単10-3 エレベーター機械室

〔法第20条、法第34条第1項、令第129条の4、令第129条の9〕

更新：平成28年7月

解釈

- 1 機械室には、予備電源を有する照明設備を設けられたい。
- 2 出入口戸に採光窓を設ける場合は、出入口戸の1/2以上の高さの部分で網入りガラスのはめごろし窓とされたい。
- 3 出入口戸は、自動閉鎖装置付きの戸とされたい。
- 4 エレベーター機械室には、非常用スピーカー、火災報知器の感知器等、昇降機の防災上必要なものを除き、エレベーター関係以外の配管設備等を設けないようにされたい。
- 5 鋼製の支持ばり（マシンビームやオーバーヘッドビームなど）をRC造等の建築物の躯体に固定する場合は、原則として梁又は立上がり壁で受けるものとし、そのかかり代又は埋込み代は7.5cm以上とされたい。

関連項目

- ・昇降機技術基準の解説
- ・旧ハンドブック 質2-22 エレベーター機械室

単10-4 エレベーターの非常用連絡装置

〔法第34条第1項、令第129条の10第3項〕

更新：平成28年7月、令和5年4月

解釈

令第129条の10第3項第3号にいう停電等の非常の場合において、かご内からかご外に連絡することができる装置（非常用連絡装置）は、以下のとおり設置すること。

- (1) 連絡装置は、無停電電源方式を有するインターホンとすること。
- (2) インターホンの親機は、常時管理責任者の在室する管理人室又は中央管理室若しくは乗降ロビー等に設置すること。共同住宅の場合は、管理人室の有無にかかわらず、原則として居住階の最下階の乗降ロビーに設置されたい。
また、住戸内のみを昇降するエレベーターは、停電時においても電話回線等により管理会社と通信できるようにされたい。
- (3) インターホンは、呼出し音の解除動作を行わない限り、鳴動する構造を有するものとする。ただし、住戸内のみを昇降するエレベーター内に設置するものについては、この限りでない。

関連項目

- ・建築設備設計・施工上の運用指針 「6-14 中央管理室の取り扱いについて」
- ・昇降機技術基準の解説
- ・旧ハンドブック 解6-3 エレベーターの非常用連絡装置について
- ・旧ハンドブック 質2-21 共同住宅におけるエレベーターの非常用連絡装置及び防犯対策

単10-5 共同住宅に設置するエレベーターの防犯対策

〔法第34条第1項、令129条の10第3項〕

更新：平成28年7月、令和5年4月

解釈

共同住宅に設置するエレベーターには、「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（平成13年3月23日（平成18年4月20日改正）国土交通省住宅局通知）に基づき、次の防犯対策を行うことが望ましい。

- (1) エレベーターの出入口扉を窓付きとする。エレベーターの出入口扉を窓付きとできない場合は、窓付きとできない出入口扉がある乗降ロビーに、かご内の状況を確認できるモニターを設置する。
- (2) かご内に防犯カメラを設置する。
- (3) エレベーターの警報装置を、下記により設置する。
 - ア 警報器（ベル又はブザー）の取付場所は、常時管理責任者の在室する管理人室又は中央管理室若しくは居住階の最下階の乗降ロビー及びかご上とする。
 - イ ボタンの取付位置は、かご内（連絡装置用の呼び出しボタンと共用も可）とする。
 - ウ ボタン操作により鳴動を開始し、管理人室等での切離し操作により停止するものとする。
 - エ 警報装置は、一般電源によって鳴動する構造でも支障ない。

関連項目

- ・旧ハンドブック 質2-21 共同住宅におけるエレベーターの非常用連絡装置及び防犯対策

単10-6 非常用エレベーターの乗降ロビー

〔法第34条第2項、令第129条の13の3第3項〕

更新：平成28年7月

解釈

- 1 乗降ロビーには、消火設備以外のPS、EPS、DS等の点検口を設置してはならない。
- 2 乗降ロビーの出入口に設ける戸を開く方向は、特別避難階段の附室と兼用する場合を除き、消防隊が活動しやすい方向とすること。
- 3 非常用エレベーターの乗降ロビーへの出入口は、令第123条第1項第6号の規定が適用されることから、シャッターはこれらの構造規定に適合しない場合がある。
したがって、出入口に防火シャッターを設けることは避けるべきである。
- 4 非常用エレベーターの乗降ロビーに、一般用エレベーターの乗降口を設けることは避けられない。

関連項目

- ・建築物の防火避難規定の解説 「乗降ロビーの出入口に設ける戸の開閉方向」
- ・旧ハンドブック 解6-2 非常用エレベーターの乗降ロビー
- ・旧ハンドブック 質2-23 非常用エレベーターの乗降ロビー